

# 公的年金の持続可能性を 高める 2 つの政策提言

慶應義塾大学経済学部 駒村康平研究会

2016 年度 年金問題班

大熊悠紀

小西里奈

長瀬善則

日沖翔大

※駒村康平研究会の許可なく、本論文の内容を転載、引用することを禁じます。  
また、本論文の内容に関しまして何かご質問等ございます場合は下記までご連絡ください。  
代表者 PC アドレス: [rinakonishi0922@gmail.com](mailto:rinakonishi0922@gmail.com)

## 目次

序章 問題意識・目次・要約

第1章 日本の公的年金制度

第1節 公的年金とその現状

第1項 公的年金の役割

第2項 公的年金の変遷

第3項 公的年金の抱える課題

第4項 公的年金の各国比較

第2章 標準報酬月額上限の大幅引き上げ

第1節 議論の前提と大幅引き上げを行う理由

第1項 標準報酬月額とは

第2項 標準報酬月額上限の存在

第3項 ワークスタイルの変化

第2節 標準報酬月額大幅引き上げによる財政的インパクト

第1項 検証の前提

第2項 逆進的マクロ経済スライド

第3項 保険料増収分の分配・会計方法

第4項 検証方法

第5項 検証結果

第6項 問題点

第3章 標準的な支給開始年齢の上昇に伴う基礎年金拠出期間の延長

第1節 標準的な支給開始年齢上昇の理由

第1項 高齢者の勤労意欲

第2項 高齢者の労働能力

第3項 健康寿命の伸び

第2節 基礎年金拠出期間延長による財政的インパクト

第1項 検証における前提

第2項 会計方法

第3項 検証方法

第4項 検証結果

第5項 問題点

## 序論 問題意識

現役世代が高齢世代の給付をまかなう「賦課方式」を採用する日本の公的年金制度にとって、少子高齢化は年金財政悪化の直接的かつ重大な要因となる。現在、全人口に占める（65歳以上）の割合は25%超え、2012年に発表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、その割合は2060年までに40%に達するとされている。また、厚生労働省発表の平成26年度年金財政検証によると、将来の経済状況や人口減少のパターンによっては、公的年金が守るべき厚生年金モデル世帯の所得代替率50%を割り込んでしまうケースが存在する。しかしその一方で、平成26年国民生活基礎調査では公的年金が高齢者世帯の収入の約7割を占めており、平成24年高齢期における社会保障に関する意識等調査では現役世代の6割が高齢期の生活設計の際に公的年金を頼りにするというデータが示されるなど、依然として公的年金が老後生活の主要な柱としてなくてはならない存在であることは自明である。公的年金は制度発足以来、幾度となく改革を繰り返してきたが、今後ますます逼迫する年金財政の持続可能性を高めるために新たな施策が必要になる。また、1990年代以降、日本的雇用慣行が崩れ、非正規労働者の増加と共に転職者や外資系企業への就職者が増加し、多様な働き方が増えていった。非正規労働者の増加が深刻な社会問題として取り上げられるとともに厚生年金の加入条件期間の緩和へ策が講じられるなど、一定の成果を挙げつつある一方、今後も増加が見込まれる多様な働き方に対しては現在の公的年金制度（主に厚生年金）の制度改革が追いついていない。これらの問題意識を持ち、以下に挙げるような方法で解決策を示していく。

## 論文の要旨

少子高齢化による年金財政の悪化は深刻であり、公的年金の持続可能性を脅かしかねない。少子高齢社会において、賦課方式の公的年金がとれる対応は、「現役世代の保険料負担を増やす」、または「高齢世代の給付を抑制する」のどちらかである。この2つの視点に加え、基礎年金への適切なマクロ経済スライド適用のため、この論文では公的年金の持続可能性を高めるための2つの政策を提言する。

2004年改正において、現役世代の保険料負担を増やすという方向では、基礎年金の保険料、厚生年金の保険料率共に2017年まで段階的に引き上げ、2017年以降は前者を16,900円、後者を18.3%で固定することとされた為、保険料率を引き上げ続けることはできない。一方、給付抑制の側についても、厚生年金モデル世帯における所得代替率の50%を下限とし、この水準を下回りそうな場合は「給付と負担のあり方を改めて検討する」とされている。

このように、現役世代の保険料負担をこれ以上増やすことはやや困難であるが、現行制度を変更することで、保険料収入の増加を見込める。第2章では、厚生年金の標準報酬月額上限の大幅引き上げによって、現行制度では年金財政の枠に取り込みきれていない高収入被用者グループにも適切な保険料負担をしてもらい、保険料収入の増加を目指す。上限引き上げによって、どの程度の保険料増収が見込め、それをどのように年金財政に還元するかを議論する。

3章においては、平成26年度年金財政検証で示されたオプション3を参考にしつつ、日本における高齢者の勤労意欲や、健康寿命の伸びを理由に、標準的な支給開始年齢を上げる余地がまだ残っていることを示す。その上で、70歳受給が一般的となった状況において基礎年金拠出期間を50年とした際、年金財政に対するプラスのインパクトがどの程度あり、将来世代の所得代替率にどう変化を与えるのかを検討する。

# 第1章 日本の公的年金制度と社会状況

## 第1節 公的年金

公的年金制度は発足以来、社会状況に合わせてその時代のニーズに合った形へと柔軟に変化することにより、国民の生活を支え続けてきた。現在の複雑な制度の基盤は、長い歴史の中でどのような過程で形成されたのであろうか。本節では、日本での公的年金制度がたどった歴史をふり返った上で、現在の年金制度が直面している問題と、制度に対する政府の今後の展望を見ていく。

### 第1項 公的年金制度の役割

公的年金制度は、予測不可能な将来のリスクに対してあらかじめ社会全体で備えることにより、生涯を通じて充実した社会保障を提供するという役割をもつ。物価や賃金に応じて支給額をシフトさせるという実質的価値を追求した仕組みとなっているため、自身の寿命や未来の経済状況がわからない国民も安心して老後の生活を送ることができる。現在の公的年金制度は世代間扶養の賦課方式を基本としており、高齢者に支給する年金をその時代の現役世代で賄っているため、財政の破綻を回避できるようになっている。

厚生労働省が発表している平成27年国民生活基礎調査によると、高齢者世帯の収入の3分の2を公的年金・恩給が占めており、半分以上の高齢者世帯ではそれらが収入源のすべてとなっている。一定の年齢に達すればすべての人が受け取ることができる公的年金は、高齢者の生活においてなくてはならない主な財源となっていることがわかる。

平成27年調査

世帯の種類	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	641.9	403.8	106.1	12.9	6.9	12.1
高齢者世帯	297.3	60.2	200.6	15.3	4.5	16.6
児童がいる世帯	712.9	666.5	28.5	10.0	16.2	4.7
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）						
全世帯	100.0	74.5	19.6	2.4	1.3	2.2
高齢者世帯	100.0	20.3	67.5	5.2	1.5	5.6
児童がいる世帯	100.0	92.1	3.6	1.4	2.3	0.7

表 1-1-1-1 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額

（出所：厚生労働省『平成27年 国民生活基礎調査の概況』）

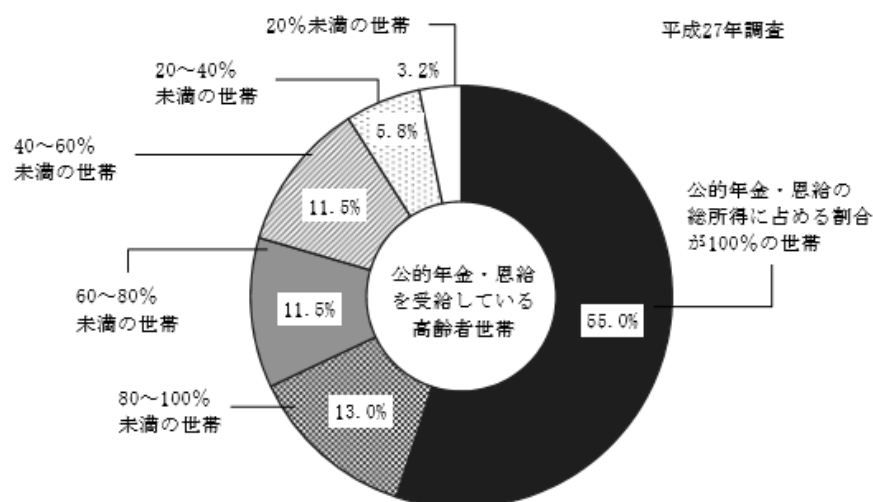


図 1-1-1-1 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

(出所：厚生労働省『平成 27 年 国民生活基礎調査の概況』)

また、公的年金制度がなかった時代には子が親を私的に扶養していたが、やがて核家族化がすすむと、今までの私的扶養のみで親の生活を支えることが難しくなっていった。そこで、社会全体で老後の生活を支えようという考えのもとに生まれたのが公的年金制度であり、これは高齢者にとって貴重な生活資金となっているだけでなく、若い世代にとっても、親への経済的扶養の補助としての重要な役割を果たしているといえることができる仕組みである。

## 第2項 公的年金制度の変遷

公的年金制度のはじまりは、厚生年金制度の前身である昭和 17 年に創設された労働者年金保険制度と、昭和 36 年にはじまった国民年金制度である。労働者年金保険制度は 10 人以上の事業所で働く男子労働者を被保険者の対象としており、当時から老齢年金・障害年金・遺族年金で構成されていた。老齢年金は、被保険者期間が 20 年以上の者に 55 歳から平均報酬月額をもとに支給され、保険料は一律月収の 6.4%に定められた。発足当時は積み立て方式が採用され、国庫負担は拠出時の保険料の 2 分の 1 に設定された。昭和 19 年に厚生年金保険制度へと名前をかえてからは、女性への適用拡大や事業所範囲拡張が進められ、給付水準改善に合わせて保険料も改定されていった。

そんな中、厚生年金制度の対象外であった自営業者からの声を受け、昭和 36 年に国民年金制度が導入され事実上の国民皆年金が実現した。保険料は定額で、年金額も納付月数に応

じて定額で支給された。以後、高度経済成長期などの時代を経て厚生年金同様に給付水準が引き上げられた。

昭和 48 年改正では、高度経済成長期が続き物価や賃金が日々上昇してゆく中で、年金額の実質的価値が問題視されていた。そこで、賃金再評価・物価スライド制が導入され、従来とは違い賃金上昇率や物価の変動が保険料設定において考慮されることになった。

当時、日本の公的年金はその様々な歴史的背景により、職種によって加入する保険が、国民年金・厚生年金・共済年金の三種類に分かれており、それぞれ独自の財源で給付をおこなっていた。しかし、バブル崩壊による産業構造の変化等により、制度間の被保険者の移動がおこると、被保険者が減った制度では安定した運営をすることが難しくなっていた。そのような問題を解決するために、昭和 60 年、政府は全国民共通の基礎年金制度を導入し、給付の一階部分は各制度が加入者の頭割りで負担することにより、制度の安定化をはかった。厚生年金・共済年金の被保険者には、二階部分として標準報酬月額に応じた上乘せの給付をおこなうようになった。

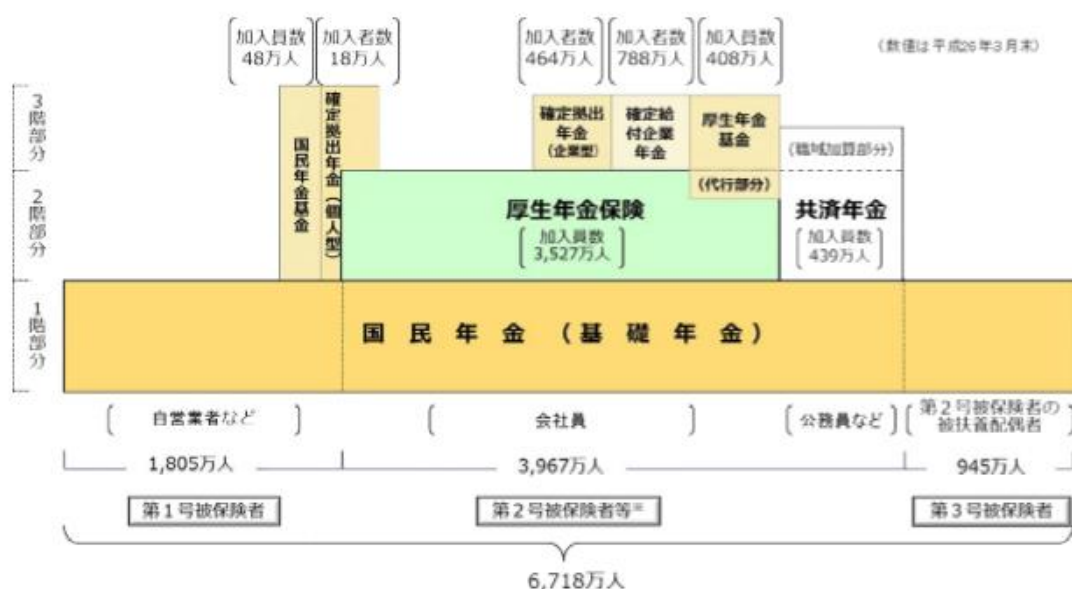


図 1-1-2-1 公的年金制度の仕組み

（出所：厚生労働省 『平成 26 年財政検証レポート』）

平成期に入ると高齢化に加え、合計特殊出生数低下にともなう少子化問題もより顕著にあらわれてきた。このころから支給開始年齢引き上げに関する議論が多くなされ、平成 6 年の改正では、厚生年金の定額部分の支給開始年齢を男子は平成 25 年、女子は平成 30 年までに 65 歳に引き上げることが決定された。また、その 6 年後には、厚生年金の報酬比例部分についても同様に年齢が引き上げられることになった。

現在、年金財政に関しての議論のひとつとなっているマクロ経済スライドの考え方自体は、平成 16 年改正から用いられている。以前は、給付水準を定めただけで、保険料を段階

的に引き上げていくという方針のもとで制度が運営されていたが、保険料がどこまで上がり続けるのかが不透明であるという問題から、あらかじめ保険料の上限を固定し積立金を活用するという仕組みにかわった。これらの財源の範囲内で、現役世代の人数の減少と平均余命の伸びによる給付費の増加を考慮し、財政の均衡をはかる特例期間にのみ自動的に給付水準を調整する仕組みをマクロ経済スライドといい、これは今後 100 年間の年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達した時点で終了となる。また、これに伴い給付水準が下がり続けることを防ぐため、その下限を現役世代の所得代替率 50%に設定した。

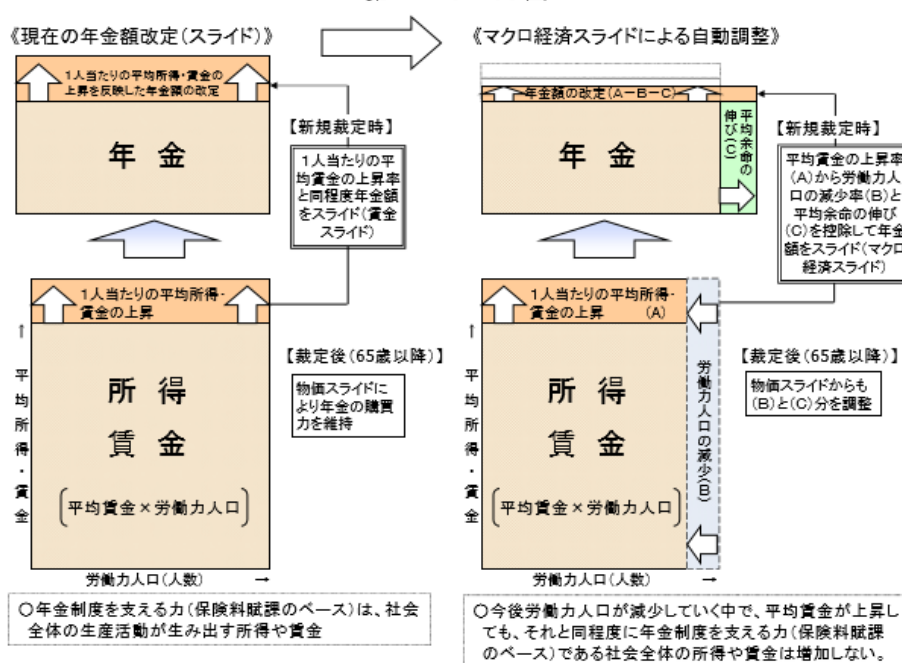


図 1-1-2-2 マクロ経済スライドによる自動調整後の給付額の仕組み

(出所：厚生労働省『平成 26 年財政検証レポート』)

具体的には、例えばある年に、物価上昇を加味した名目手取り賃金上昇率が 3%アップしたとする。従来の方法ではこれをそのまま支給額に反映させるが、マクロ経済スライド発動の際にはこの 3%から、過去のデフレ期に給付を引き下げなかった分の調整分 0.5%とスライド調整率を差し引いた値を用いることで、支給額の増加率をとどめる。スライド調整率は、公的年金の全被保険者の減少率の実績 3 年平均と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率 0.3%を足しあわせて計算される。賃金上昇率が一定であったりマイナスであったりして、改訂した際に上昇率がマイナスの値になってしまう場合には、マクロ経済スライドは発動しないという仕組みになっている。

この考えは平成 16 年に考案されたものであるが、実際には長い間使われず、2015 年にはじめて発動した。この時の賃金上昇率は 2.3%、スライド調整率は 0.9%であったため、さらに 0.5%を引いた差分である 0.9%が適用され、その分年金は目減りしたということにな



る。

マクロ経済スライド終了時の見極めとしては、先ほども述べたとおり給付額の下限を所得代替率 50%に設定しているため、5年ごとに厚生労働省が行う財政検証の際に次の財政検証までに所得代替率が 50%を切ると見込まれる場合において、終了時期を検討するという制度になっている。

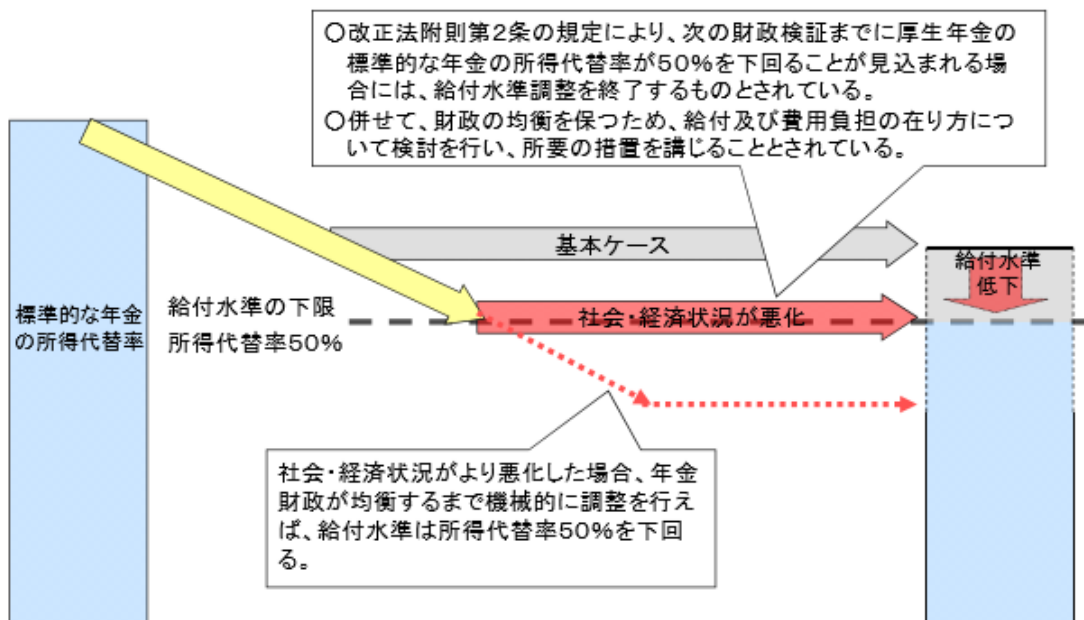


図 1-1-2-3 年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移

(出所：厚生労働省『平成 26 年財政検証レポート』)

さらに平成 24 年に社会保障・税一体改改革がおこなわれ年金 4 法が成立したことにより、基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 が恒久化され、財政基盤強化が推し進められた。また被用者年金一元化に伴い「厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2 階部分は厚生年金に統一」<sup>1</sup>された。これにより、マクロ経済スライドをおこなうための前提となる安定した財源が確保され、平成 16 年改正による年金財政フレームが整った。

### 第 3 項 公的年金制度が抱える問題

現在の公的年金制度が抱える最も大きな問題として、世代によって給付と負担の割合に格差が生じていることが挙げられる。戦後の混乱期日本では、企業や労働者の負担能力は十分でなく、高い保険料を集めることはできなかった。そこで、段階保険料方式という方法を取り、保険料を段階的に引き上げることで積み立て方式実現に向けて動き出した。高度経済成長期にはいると、物価の持続的上昇に対応するため年金額は引き上げられたが、賃金も同

<sup>1</sup> 厚生労働省『年金制度の改正について(社会保障・税一体改革関連)』

様に上昇を続けていたため、負担感に大きな差は生じなかった。しかし、このような好景気の時代において少子高齢化という重要な問題は放置され、政府は今後もこのような経済状況が続くであろうという甘い見通しをし、保険料を引き上げ社会保障の充実を推し進めてしまったのである。政府の予想とは裏腹に70年代半ばにオイルショックが発生、バブルが崩壊し、財政赤字が拡大した。下の図は、修正をくりかえす出生率、高齢化率をあらわすグラフである。これを見ると政府の初期の予想値が現実の値をはるかに下回っていることが分かる。当然、政府はここで軌道修正をしなければならないが、一度引き上げた給付を引き下げることは国民の反発を招きかねず、また年金には一度支給額を引き上げると長期にわたって影響を及ぼすという性質があるため、長い間年金財政の安定化がはかられることはなかった。賦課方式を採用する日本にとって少子高齢化は直接的なダメージとなり、保険料は引き上げられていく一方で依然として年金財政は改善されなかった。政府の甘い見通しにより新しい政策をすぐにはうたなかったために、さらなる財政赤字と世代間の格差を生んでしまっているのである。

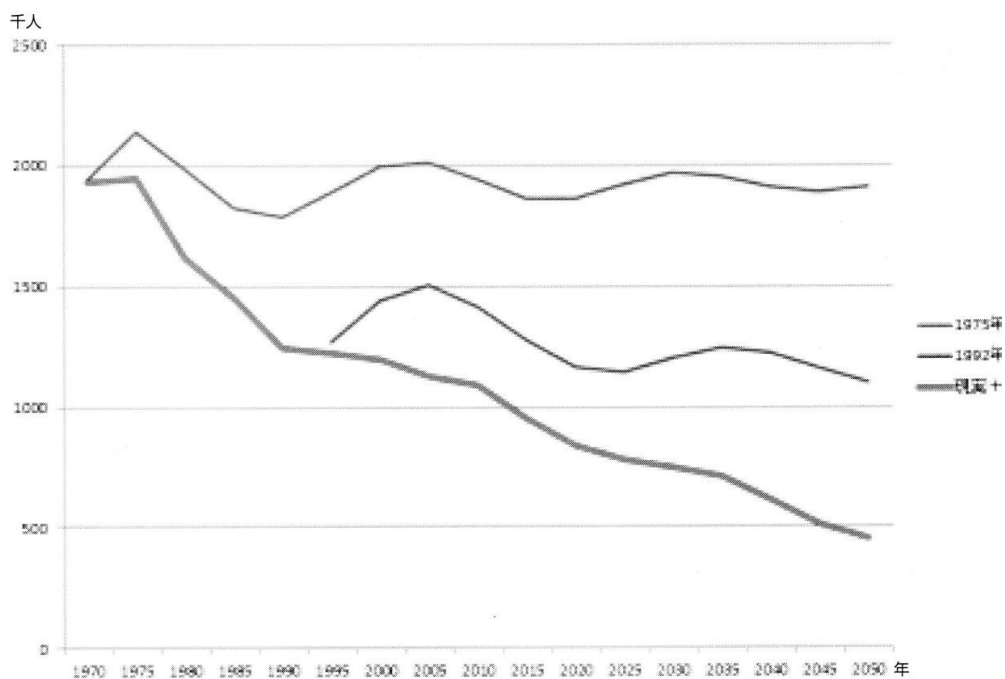


図 1-1-3-1 修正を繰り返す出生数

(出所：全労済教会『分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて』)

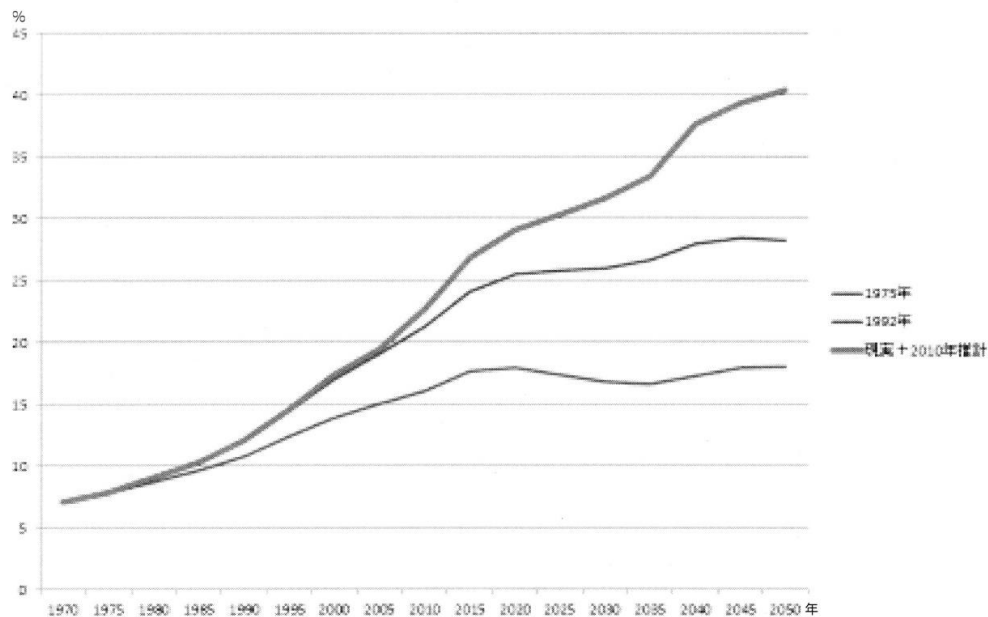


図 1-1-3-2 修正を繰り返す高齢化率

(出所：全労済教会『分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて』)

#### 第 4 項 公的年金の各国比較

前節で示したように、日本における平均寿命の伸びは世界で一番となり、高齢者人口の割合が増加しているのと同時に労働力人口が減少していることから、日本の少子高齢化は世界的に見て進行度合いが速い。そのため、年金の支給開始年齢を早めることや受給額の減額などの案が出されているが、どのような施策が日本の社会状況に最も適した形になるだろうか。他国における施策の比較検討のため、世界の年金のタイプを切り口に論じたいと思う。

まず、国際的に見ると年金制度のタイプは大きく分けて 3 つに分かれており、それぞれのタイプによって支給方法が異なる。一つはビスマルクタイプと呼ばれるもので、職域別の賦課方式であり、国が報酬比例の年金給付を保障するのが特徴的である。このタイプは日本、フランス、オーストリア、そしてスペインといった国々において採用されている。二つ目はベヴァリッジタイプである。このタイプの特徴は、すべての国民に対して均一給付を行うユニバーサルなシステムであることに加え、そこに任意、または義務で加入する私的年金が上乘せされることで所得保障をしてくれる点にあり、ニュージーランドやアイルランドなどの国々で採用されている。そして三つ目はノルディックタイプである。このタイプはデンマーク、フィンランド、ノルウェーなどの国々で採用されているが、元はビスマルクタイプとノルディックタイプの折衷型として存在していた。

では、それぞれのタイプの特徴を詳細に説明するために、ビスマルクタイプからはスペイン、ベヴァリッジタイプからはニュージーランド、そしてノルディックタイプからはデンマークを例に挙げて説明していこう。

### 『ビスマルクタイプ』: スペイン

スペインでは日本と同様にビスマルクタイプの年金制度が適用されており、一般的制度と特別制度の2層構造となっている。日本で言うところの第1号被保険者が加入する国民年金は「特別制度」によって保障され、第2号被保険者が加入する厚生年金は「一般的制度」によって保障される形になっている。また、日本の第3号被保険者にあたる国民も「特別制度」によって所得保障がされ、日本と同じく国民全員が強制加入の年金制度となっている。

では、スペインの人口の将来推計はどうなっているだろうか。国際連合（UN）の **World Population Prospects** の調査によると、スペインの総人口は2100年までに減少傾向を辿り、2015年時点では46,122千人だったのが2100年には38,377千人となる。（図1-1-4-1）また、高齢化率は2015年の24.4%から2050年には41.1%にまで増加し、2100年には39.9%で高止まりすることから、スペインにおいても高齢化の問題は無関係ではないと言える。（図1-1-4-2）このことから、スペインにおける支給開始年齢は、2017年までに65歳から67歳に引き上げる方針が決められている。

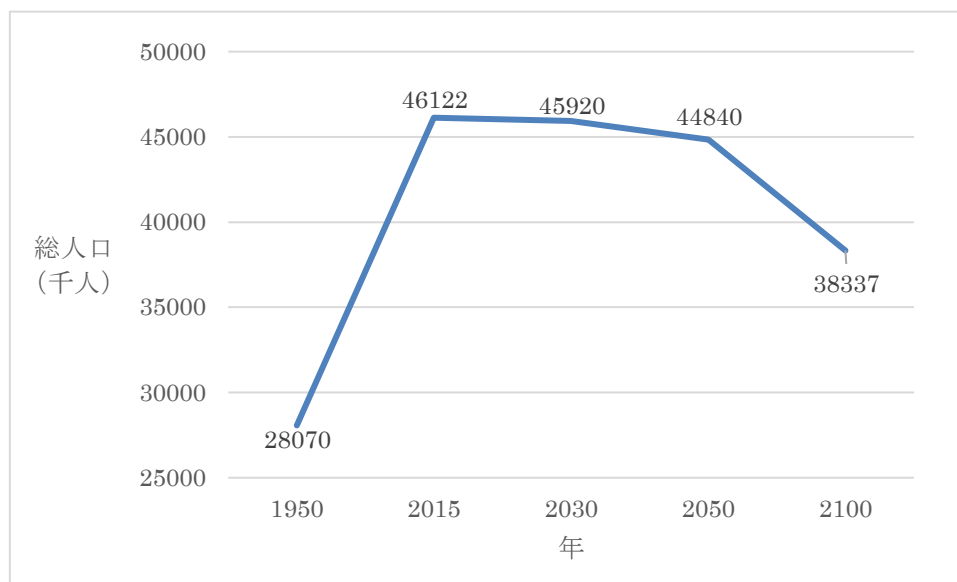


図1-1-4-1 スペインの総人口予想推移

(出所：UN World Population Prospects; The 2015 Revision)

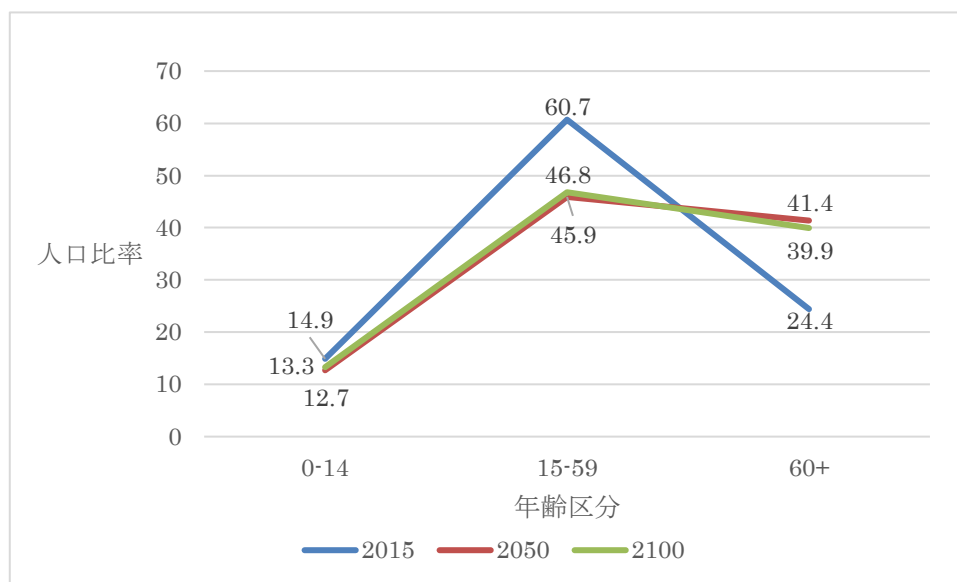


図 1-1-4-2 スペインの年齢区別の人口比率

(出所：UN World Population Prospects; The 2015 Revision)

スペインにおける支給開始年齢の策定は、「法定基礎×拠出期間に応じた減額割合」によって行われる。ここでの「法定基礎」とは、2012年時点では退職する直前の15年間における報酬額の年額平均を14で割った数値が法定基礎となっていた。また、14の数値の根拠は、スペインにおいては報酬が1年間に14か月分支給されていたことに由来する。拠出期間も細かく規定されており、2012年時点では15年間拠出で50%の受給権を得られ、35年拠出で満額受給権が得られた。しかし、2013年以降毎年1年ずつ法定基礎、拠出期間ともに増加しており、2027年以降は満額受給権を得るには37年の拠出期間が求められることになる。

#### 『ベヴァリッジタイプ』：ニュージーランド

ニュージーランドの年金制度は日本とはその形態は大きく異なり、1階部分の老齢年金を基礎として構成されており、その上に「キウイセーバー」と呼ばれる、所得の一部を将来の給付に充て、将来の年金受給額の強化を図ることを目的とした退職貯蓄制度が設けられている。このキウイセーバーは一定期間内に脱退を選択できる任意の制度となっているが、老齢年金はミーンズテストのないユニバーサルな給付方式となっている。また、年金の財源も社会保障費ではなく税財源によって賄われているため、国民は社会保険料の負担がなく、未納によって年金受給がされないといった問題が起きにくいことも特徴的である。このことから、ニュージーランドにおける高齢者の年金受給率は97%にも達する。

このような、国民にとって理想的なニュージーランドの年金制度であるが、ニュージーラ

ンドにおいても高齢化からは目を背けられない。下の図 1-1-4-3 に示したように、総人口は 2100 年まで増加傾向を辿る予測がされてはいるものの、高齢化率は徐々に増大し、2015 年の 20.3%から 2100 年には 37.4%に増加する見通しがされている。(図 1-1-4-4) このことから、将来的にスライド調整率の見直しによって支給額の減額や、現在 65 歳に設定されている支給開始年齢を引き上げる方針などが議論されている。

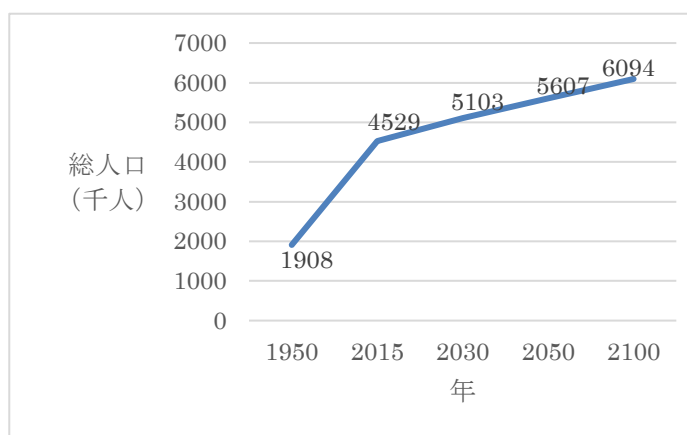


図 1-1-4-3 ニュージーランドの総人口推移

(出所：UN World Population Prospects: The 2015 Revision)

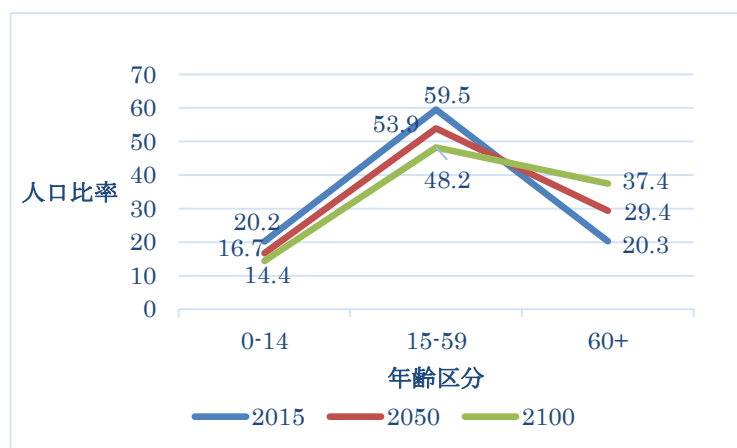


図 1-1-4-4 ニュージーランドの年齢区別の人口比率

(出所：UN World Population Prospects: The 2015 Revision)

#### 『ノルディックタイプ』：デンマーク

デンマークの年金制度は 3 階建てになっており、1 階部分が定額給付の国民にユニバーサルな国民年金と、ATP と呼ばれる政府から独立した法定機関によって運用される積立型の拠出型制度で、2 階部分が労働市場年金、そして 3 階部分が個人年金となっている。給付の構造としては、国民年金は 15 歳から 65 歳までの間で少なくとも 3 年間居住した者に対

して受給権が与えられ、ATPは16歳から64歳までで週9時間以上労働する者に対して強制適用される。また、ATPへの拠出は所得ではなく、勤務時間に応じた額が拠出されることになっており、この点において日本の年金システムと大きく異なり、特徴的であると言える。

では、デンマークにおける将来的な人口動態はどうなるのだろうか。下の図1-1-4-5と図1-1-4-6に示したように、国連（UN）のWorld Population Prospectsの予測によると、やはりデンマークにおいても総人口の増加予測に反して高齢化が進行し、その割合は2015年の24.7%から2100年には34.8%に推移する。医療や教育においても税財源で賄っているデンマークにとって税率を引き上げることによる対処は困難なため、60歳から64歳の間の早期退職者を減少させることによって早期退職手当を減額し、年金財政の安定化とともに労働力の急激な減少を抑制することが検討されている。

また、2006年に行われた年金改革では、現在65歳に設定されている国民年金の支給開始年齢を2024年から2027年にかけて段階的に67歳に引き上げることや、早期退職手当の支給開始年齢を2019年から2022年にかけて2年引き上げ、62歳からの支給とすることが決定された。さらに、今後の支給開始年齢を国民の平均余命の変動に合わせて変化させることも改革の目玉の一つとなった。具体的に、国民年金の場合は以下のような式によって計算されることになる。

支給開始年齢 = (60歳 + 前年2年間の60歳の平均余命 + 0.6年) - 14.5年

ここでの0.6年とはバッファとして設定された年数であり、14.5年とは国民年金の想定受給期間であり、今後は固定値として用いることとなっている。

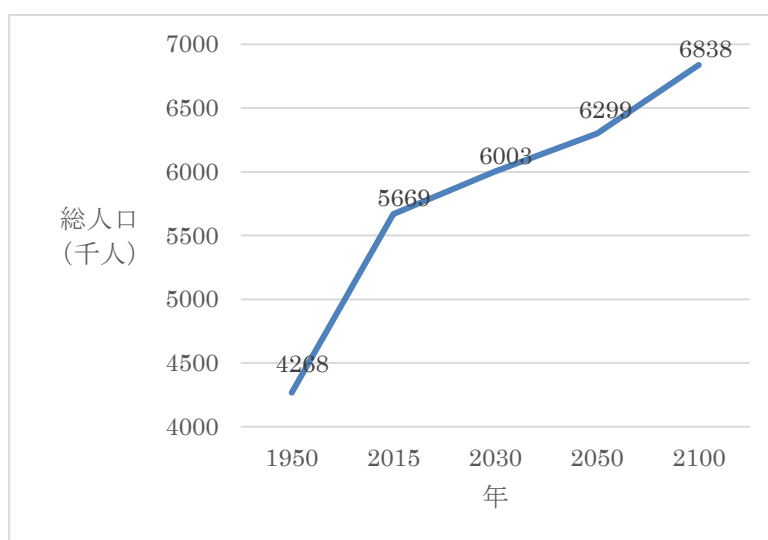


図1-1-4-5 デンマークの総人口予想推移

(出所：UN World Population Prospects: The 2015 Revision)

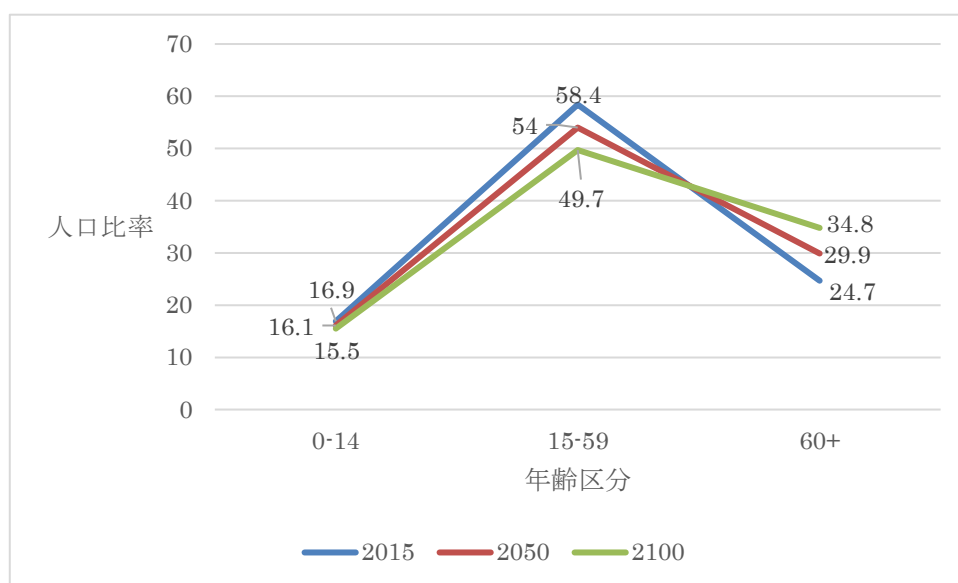


図 1-1-4-6 デンマークの年齢区分別の人口比率

(出所：UN World Population Prospects: The 2015 Revision)

以上の3か国を例として見たように、どれも高齢化が進展する中で各国の年金財政を安定化させるための最適な施策が設けられている。日本においても、今後急速に進展する少子高齢化に対し、現在の国民年金のような一律納付、定額受給の固定式の年金制度を維持すべきなのか、それともデンマークのような流動性のある方式に転換する余地があるのか、大いに検討が為されるべきである。本章の第3節では、日本の高齢者の就労意欲や健康寿命を鑑みて、支給開始年齢を70歳と設定した場合の影響について詳しく分析する。



## 第2章 厚生年金の標準報酬月額大幅引き上げ

前章では日本の公的年金制度とその現状について、また、少子高齢化の進行について説明してきた。第2章では、厚生年金の標準報酬月額大幅引き上げによる年金財政への影響を考える。

### 第1節 前提知識と引き上げの理由

第1節では、厚生年金の標準報酬月額上限による年金財政への影響を説明する前に、標準報酬月額とは何かを説明し、上限の存在に触れる。また、問題意識で述べたように1990年代以降増加したワークスタイルの変化を考えることで、今回の政策を行う意義を考える。

#### 第1項 標準報酬月額

まず、標準報酬月額上限の大幅引き上げについての議論に入る前に、前提知識として標準報酬月額とは何かを簡単に説明する。厚生年金は給与額に応じた保険料を負担することで運営されるが、この保険料計算に用いるのが標準報酬月額である。標準報酬月額は、被保険者が受け取る給与を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定される。しかし、残業代等で毎月変動する賃金額をあてはめて保険料を算出するのではなく、実際の保険料計算の際は、毎年4～6月に支払われた報酬月額を足した額を3で割った額を標準報酬月額表に当てはめて決定する（定時決定）。その他にも、入社時に決められた報酬月額を標準報酬月額表に当てはめて決定する資格取得時決定、昇給や降級によって固定的賃金が2等級以上変動した場合に適用される随時決定や、育児休業等終了時改定がある。現在の標準報酬月額は、図2-1-1-1のように1等級（8万8千円）から31等級（62万円）までの31等級に分かれている。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表 (単位：円)

標準報酬		報酬月額	一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)		
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額	
			18.182%	9.091%	18.184%	9.092%	
		円以上	円未満				
1	88,000	～	93,000	16,000.16	8,000.08	16,001.92	8,000.96
2	98,000	93,000	～ 101,000	17,818.36	8,909.18	17,820.32	8,910.16
3	104,000	101,000	～ 107,000	18,909.28	9,454.64	18,911.36	9,455.68
4	110,000	107,000	～ 114,000	20,000.20	10,000.10	20,002.40	10,001.20
5	118,000	114,000	～ 122,000	21,454.76	10,727.38	21,457.12	10,728.56
6	126,000	122,000	～ 130,000	22,909.32	11,454.66	22,911.84	11,455.92
7	134,000	130,000	～ 138,000	24,363.88	12,181.94	24,366.56	12,183.28
8	142,000	138,000	～ 146,000	25,818.44	12,909.22	25,821.28	12,910.64
9	150,000	146,000	～ 155,000	27,273.00	13,636.50	27,276.00	13,638.00
10	160,000	155,000	～ 165,000	29,091.20	14,545.60	29,094.40	14,547.20
11	170,000	165,000	～ 175,000	30,909.40	15,454.70	30,912.80	15,456.40
12	180,000	175,000	～ 185,000	32,727.60	16,363.80	32,731.20	16,365.60
13	190,000	185,000	～ 195,000	34,545.80	17,272.90	34,549.60	17,274.80
14	200,000	195,000	～ 210,000	36,364.00	18,182.00	36,368.00	18,184.00
15	220,000	210,000	～ 230,000	40,000.40	20,000.20	40,004.80	20,002.40
16	240,000	230,000	～ 250,000	43,636.80	21,818.40	43,641.60	21,820.80
17	260,000	250,000	～ 270,000	47,273.20	23,636.60	47,278.40	23,639.20
18	280,000	270,000	～ 290,000	50,909.60	25,454.80	50,915.20	25,457.60
19	300,000	290,000	～ 310,000	54,546.00	27,273.00	54,552.00	27,276.00
20	320,000	310,000	～ 330,000	58,182.40	29,091.20	58,188.80	29,094.40
21	340,000	330,000	～ 350,000	61,818.80	30,909.40	61,825.60	30,912.80
22	360,000	350,000	～ 370,000	65,455.20	32,727.60	65,462.40	32,731.20
23	380,000	370,000	～ 395,000	69,091.60	34,545.80	69,099.20	34,549.60
24	410,000	395,000	～ 425,000	74,546.20	37,273.10	74,554.40	37,277.20
25	440,000	425,000	～ 455,000	80,000.80	40,000.40	80,009.60	40,004.80
26	470,000	455,000	～ 485,000	85,455.40	42,727.70	85,464.80	42,732.40
27	500,000	485,000	～ 515,000	90,910.00	45,455.00	90,920.00	45,460.00
28	530,000	515,000	～ 545,000	96,364.60	48,182.30	96,375.20	48,187.60
29	560,000	545,000	～ 575,000	101,819.20	50,909.60	101,830.40	50,915.20
30	590,000	575,000	～ 605,000	107,273.80	53,636.90	107,285.60	53,642.80
31	620,000	605,000	～	112,728.40	56,364.20	112,740.80	56,370.40

図 2-1-1-1 標準報酬月額表 (出所：日本年金機構)

ここで注目したいのが、標準報酬月額上限の存在である。標準報酬月額に上限が設けられている理由については、

標準報酬に上限が設けられているのは、高額所得者および事業主の保険料負担に対する配慮および保険料給付額の上での格差があまり大きくならないようにするためである。

(有泉亨・中野徹雄編「全訂社会保障関係法 1 厚生年金保険法」(昭和 57 年)より抜粋)

とされている。この考え方について、さまざまな議論があるだろう。しかし、ここでは単純な議論を避け、第 2 節の検証結果で詳細に検討することとする。では実際に、月額 62 万円以上稼ぐ高収入被用者はどのくらいいるのだろうか。平成 26 年 3 月時点での図 2-1-1-2 にあるように、月額ごとの人数分布では 62 万円以上の部分でかなり増えている。上限を大幅に引き上げることで、どの程度の財政上のインパクトがあるのかを示し、会計方法も含めた現行制度の変更を行うことで、どのように年金財政に還元するかを第 2 節で説明する。

標準報酬		被保険者数					平成26年3月末現在
等級	月額(千円)	計	男	女	坑内員	船員	
総数		35,272,821	22,512,861	12,707,138	603	52,219	
第1級	98	442,481	228,816	212,804	2	859	
2	104	84,830	21,964	62,758	-	108	
3	110	162,182	39,240	122,775	-	167	
4	118	317,978	82,623	234,905	3	447	
5	126	401,848	92,928	308,372	1	547	
6	134	549,328	137,358	411,653	1	316	
7	142	650,707	166,219	484,283	3	202	
8	150	962,373	313,770	647,971	3	629	
9	160	1,019,674	318,065	701,351	3	255	
10	170	1,072,629	368,561	703,675	1	392	
11	180	1,177,946	459,622	717,523	4	797	
12	190	1,139,063	457,012	681,580	26	445	
13	200	2,020,458	954,523	1,064,539	10	1,386	
14	220	2,438,453	1,240,730	1,196,384	16	1,323	
15	240	2,346,929	1,337,612	1,007,493	41	1,783	
16	260	2,352,858	1,498,026	852,325	35	2,472	
17	280	2,051,017	1,398,943	649,784	38	2,252	
18	300	1,998,713	1,444,575	550,603	68	3,467	
19	320	1,651,832	1,251,940	397,683	34	2,175	
20	340	1,453,191	1,140,923	309,693	106	2,469	
21	360	1,376,523	1,111,044	262,550	31	2,898	
22	380	1,408,584	1,170,757	234,677	16	3,134	
23	410	1,500,879	1,271,560	225,202	16	4,101	
24	440	1,164,266	1,015,270	145,603	48	3,345	
25	470	920,495	819,218	98,383	30	2,864	
26	500	848,235	749,530	96,064	19	2,622	
27	530	601,581	548,888	50,749	17	1,947	
28	560	497,915	455,810	40,396	5	1,704	
29	590	439,375	398,296	39,724	6	1,349	
30	620	2,220,478	2,019,058	195,636	20	5,764	

図 2-1-1-2 標準報酬月額ごとの人数分布

(出所：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報 平成 25 年度」)

## 第2項 ワークスタイルの変化

日本では、生涯同じ企業で働き続け安定した収入を考える人が多くいる一方で、近年、外資系企業で経験を積んだのちに日系企業に再就職したり起業したりするような働き方をする人が増えている。90年代に入り、バブル崩壊を迎えた日本は長期にわたるデフレ期を経験し、日本経済は混乱に陥った。同じ時期、世界経済は急速にグローバル化し国際競争が激化、海外の事業や技術が日本にも大量に輸入された。下の図は、外資系企業に従事する人の数を年代ごとにまとめたものである。これを見ると、90年代から現在にかけてサービス業や金融・保険業を中心に急増しており、2010年には総人数が1995年時点の2倍以上になっていることがわかる。生涯同じ企業に勤めることが主流であった90年代以前とは異なり、ワークスタイルが多様化してきているのである。

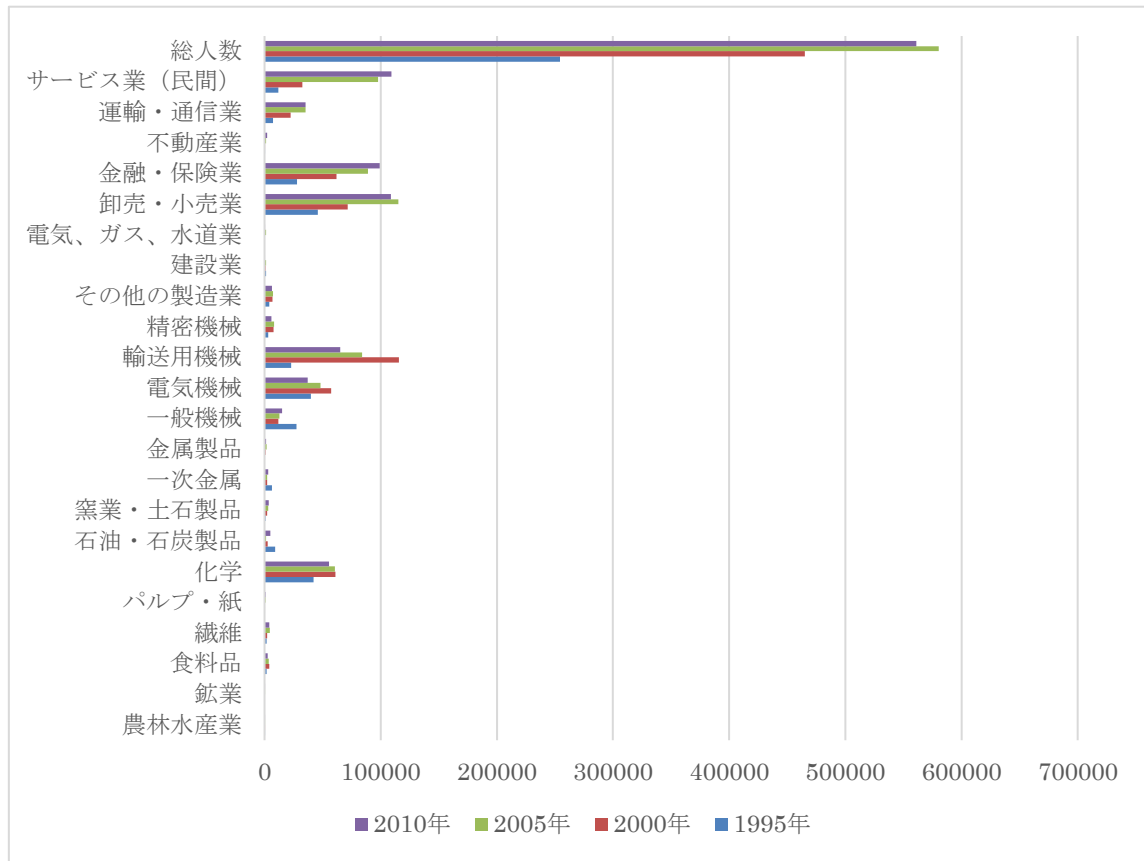


図 2-1-2-1 外資系企業従事者数（経済産業省より作成）

しかしながら、今の公的年金の現行制度はこれらの働き方をする人に不利な仕組みになってしまっている。厚生年金の二階部分は標準報酬月額平均をもとに算出されるため、一生で稼ぐ賃金の合計額が同じでも、時期でばらつきがある外資系企業で働く人と、標準的な賃金カーブにそって稼ぐ日系企業で働く人とは、もらえる年金額に差が出てしまうのだ。つまり、給与の変動が激しく、現行の標準報酬月額上限を超えてしまう年度が存在する一方で、かなり低い月額として計算される年度もあり、また、転職時期で収入ない期間が存在する人は、年功序列の賃金体系で一度も上限を超えることなく収入を得た人と同じだけの生涯賃金を稼いだとしても、年金額が過少評価されることになる。厚生年金の標準報酬月額大幅引き上げは、このようなワークスタイルの変化に対応するための側面もあると提言したい。

また、経済のグローバル化による非正規雇用者の増加という意味での多様化については、長いあいだ問題視され続けているため、政府の間でも十分な議論がなされているとみなし、今回は言及しない。

## 第2節 検証結果

### 第1項 検証における前提

この節では、厚生年金の標準報酬月額上限を変更した場合の年金財政へのインパクトを検証する。

まず、標準報酬月額上限の「撤廃」ではなく「引き上げ」を選択する妥当性について考える際、捕捉率の問題に留意したい。仮に標準報酬月額上限を撤廃した場合、極端に高所得の者は該当人数の変動が不安定で報酬額の捕捉が難しいという懸念がある。したがって、安定した年金財政を考える際に彼らのような超高所得者の増収部分に頼る財政設計は望ましくないという見方から、今回の検証においては上限撤廃をせず、引き上げで留めておくことを前提に検証を進めた。

では、具体的な標準報酬月額の限度額はいくらが妥当だろうか。上述の捕捉率の観点から、現段階で安定的な人数の捕捉が可能である層をターゲットにすべく、健康保険の標準報酬月額データを参照した。健康保険では、標準報酬月額上限額が月額121万円に設定されており（2016年以前）、これは厚生年金の標準報酬月額上限である月額62万円よりも大幅に高い。また、施行後年数も長く、ある程度信頼できる量の所得階層別人数分布・変遷データが得られやすいという利点もある。これを分析した結果、月額62～121万円の標準報酬月額での各階層別人数の年度毎の変動はそれほど大きくないことが判明した。よって本検証では、健康保険上限額121万円をそのまま厚生年金標準報酬月額上限額として採用することとする。なお、2016年現在、健康保険の標準報酬月額上限額はこれよりさらに引き上げられているが、施行直後で人数分布のデータが不十分であるという事情から旧上限額・月額121万円を上限撤廃額として採用する。

以上の設定を用いて、厚生年金の標準報酬月額上限引き上げ後の保険料収入増加インパクトをシミュレーションした。図1はH25のモデル保険料収入を参考に、上限撤廃後の保険料収入を算出したものである。推定値の算出式は以下の通りである。

- ① H25モデル・厚生年金所得階層別人数分布（旧上限額月額62万円以上）推測値＝  
（H25・厚生年金の標準報酬月額62万円以上の人数合計）×（健康保険の標準報酬月額62万円以上各階層別人数分布）÷（健康保険の標準報酬月額62～121万円の人数合計）

② 保険料収入総額推測値（年）＝

$$(\text{①の推測人数}) \times (\text{標準報酬月額}) \times (\text{保険料率 } 18.3\%) \times (12 \text{ か月})$$

③ 総保険料収入インパクト＝

$$\{ (\text{改定後標準報酬月額}) - (\text{改定前標準報酬月額}) \} \times (\text{①の推定人数})$$

厚生年金 人数分布 (H25・現行)	健康保険 人数分布	健康保険 人数分布割合	厚生年金 人数分布 推測値 (H25版・万人)	上限緩和前保険料 収入総額(年)(億)	上限緩和後保険料 収入総額(年)(億)	総保険料収入 インパクト(億円)
44.2481			44.2481	952.2545105	952.2545105	
8.483			8.483	193.7381472	193.7381472	
16.2182			16.2182	391.7668392	391.7668392	
31.7978			31.7978	823.9700318	823.9700318	
40.1848			40.1848	1111.897342	1111.897342	
54.9328			54.9328	1616.474546	1616.474546	
65.0707			65.0707	2029.112652	2029.112652	
96.2373			96.2373	3170.056662	3170.056662	
101.9674			101.9674	3582.726566	3582.726566	
107.2629			107.2629	4004.338583	4004.338583	
117.7946			117.7946	4656.184949	4656.184949	
113.9063			113.9063	4752.626461	4752.626461	
202.0458			202.0458	8873.851536	8873.851536	
243.8453			243.8453	11780.65413	11780.65413	
234.6929			234.6929	12369.2546	12369.2546	
235.2858			235.2858	13433.87804	13433.87804	
205.1017			205.1017	12611.29333	12611.29333	
199.8713			199.8713	13167.52124	13167.52124	
165.1832			165.1832	11607.75383	11607.75383	
145.3191			145.3191	10850.10528	10850.10528	
137.6523			137.6523	10882.24023	10882.24023	
140.8584			140.8584	11754.35176	11754.35176	
150.0879			150.0879	13513.31416	13513.31416	
116.4266			116.4266	11249.6038	11249.6038	
92.0495			92.0495	9500.612994	9500.612994	
84.8235			84.8235	9313.6203	9313.6203	
60.1581			60.1581	7001.680943	7001.680943	
49.7915			49.7915	6123.159504	6123.159504	
43.9375			43.9375	5692.71825	5692.71825	
222.0478	34	0.148471616	32.96779563	30232.25207	4488.631311	0
	27	0.11790393	26.1803083		3736.977206	172.4758711
	21	0.091703057	20.36246201		3040.685727	268.2957994
	24	0.104803493	23.27138515		3628.381287	459.9356562
	17	0.074235808	16.48389782		2714.89797	470.5823149
	16	0.069868996	15.51425677		2691.475321	579.1782337
	12	0.052401747	11.63569258		2120.814415	536.5915989
	11	0.048034934	10.66605153		2061.193126	608.9888781
	7	0.030567686	6.787487336		1386.194964	462.0649879
	10	0.043668122	9.69641048		2086.745107	766.5594269
	5	0.021834061	4.84820524		1096.605847	436.513007
	5	0.021834061	4.84820524		1160.485799	500.3929592
	4	0.017467249	3.878564192		979.4926011	451.4183292
	36	0.15720524	34.90707773		9275.369066	4522.700619
3527.2821	229	1	3527.2821	237243.0133	247478.711	10235.69768
				1	1.043144359	保険料収入は4.31%増

図 2-2-1-1 標準報酬月額上限引き上げによる保険料収入増加インパクトの検証

図 2-2-1-1 によると、H25 年のモデル保険料収入・年額約 23.7 兆円の厚生年金財政において、約 1 兆円もの保険料増収を生む試算となった。これは厚生年金総保険料収入が 4.31%増加したことに等しい。では、この増収分の財源をどこにまわすか。給付に還元する方法を決める前に、現会計方法の詳細とその問題点について考察したい。

## 第 2 項 逆進的マクロ経済スライド

年金財政の支出における会計方式は、図 2-2-2-1 のような複雑な構造となっている。

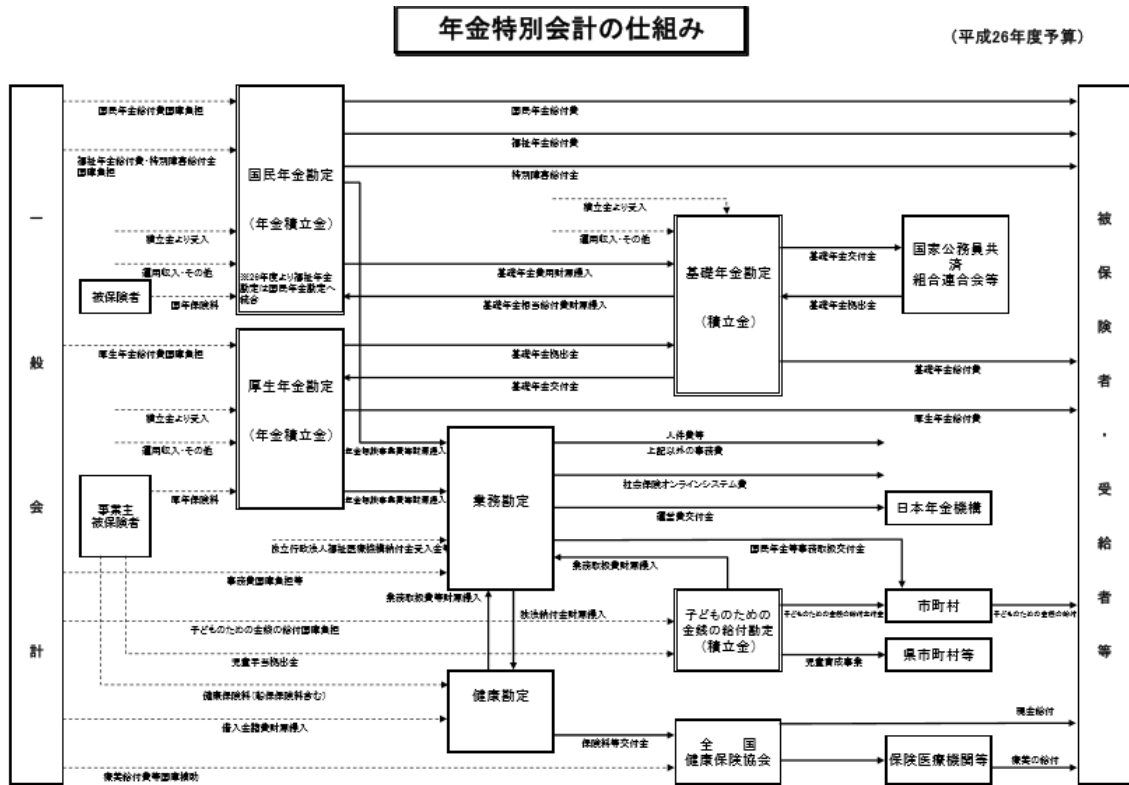


図 2-2-2-1 年金財政の会計手順概略 (厚生労働省 H26 「年金特別会計の仕組み」)

図 2-2-2-1 で示されている通り、国民年金勘定と厚生年金勘定が別になっているのにもかかわらず、基礎年金会計から基礎年金交付金を受け取っている点で相互作用している状況だ。通常、毎年の基礎年金必要額を年金保険料納付者 (1号、2号、3号) の人数で縦割りし、一人当たりの金額に各年金勘定加入者 (納付者) の人数を乗じた額を各年金勘定から基礎年金特別会計に拠出している。その後、各年金勘定での基礎年金給付必要額を基礎年金特別会計から改めて受け取る、といった流れになる。

この会計方式には一つの問題が生じる。当初、マクロ経済スライドは基礎年金、比例報酬の両方に同率でかかる想定であった。これは、インフレ想定が故になされていたものであるが、実際のところはデフレ (賃金デフレ) が続いてしまい、マクロ経済スライドによる調整



が大幅に遅れてしまった。これにより基礎年金会計により大きな負担がかかり、国民年金会計と厚生年金会計の間で負担率の乖離が進んでいる。いわゆる逆進的マクロ経済スライドと呼ばれる現象である。つまり、この会計方式のまま、みなし基礎年金率<sup>2</sup>を所与にして厚生年金保険料収入増収分の支出計算をすると、基礎年金会計の財政改善率<比例報酬部分の財政改善率となってしまう、負担率の乖離がより進んでしまうことになる。では、この乖離を埋めるような支出方法はないものか。

### 第3項 保険料増収分の分配・会計方法

そこで、標準報酬月額上限引き上げによる保険料収入増額分を、基礎年金会計の健全化を主軸とした会計方法に組み込むことを提案する。

具体的には、厚生労働省の年金財政検証をもとに、基礎年金と厚生年金の会計を合算し、今回の収入増額分を比例報酬増額分にあて、残りを基礎年金に回すという方法だ。これはみなし基礎年金率を規定しない点で不透明化戦略とも言え、今後100年においては、基礎年金会計の財政改善額>比例報酬部分の財政改善額とすることができるため、逆進的マクロ経済スライドへの対抗策となりうる。また、傍点部分の主な理由は、歳入と支出のタイムラグが存在するためだ。各個人の年金額のうち報酬比例として拠出される部分に関しては、当人の再評価後平均賃金（税・保険料には控除）と納付期間に応じて受給額が決まる。つまり、標準報酬月額上限引き上げを施行した直後から保険料収入（歳入）は増える一方で、比例報酬拠出（歳出）が増えるのは当人が年金受給者になったタイミングであるため、そこには大きなタイムラグが存在する。したがって、年金財政から見ると今後100年は比較的歳入が多い過渡期にあたり、予想外のデフレによる逆進的マクロ経済スライドへの応急処置としては十分な実効力をもつといえる。

### 第4項 検証方法

これまでの歳入・歳出の設定を踏まえ、実際にどれほど年金財政へインパクトをもつか検証を行った。なお、検証には厚生労働省 H26 財政検証（出生中位、死亡中位の Case E）を基礎データとしており、使用データはすべて H26 現在価値に割り戻して計算をしている。また、割り戻しの際には Case E の諸前提（物価上昇率 1.2%、賃金上昇率 1.3%）をベースに計算を行った<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup>：ここでのみなし基礎年金比率は、「X年の厚生年金加入者への基礎年金拠出額（国庫負担等控除分）÷X年の標準報酬総額」と定義する。

<sup>3</sup>：財政検証の名目賃金上昇率は2.5%としてあるため、物価上昇率は1.2%、実質賃金上昇率は12.8%ほどとなっている。本検証では実値に近づくようにこちらを採用した。



以下、検証の手順を述べる。

1. まず、国民年金会計と厚生年金会計の会計を合算させる。

収入面は、保険料収入、国庫負担、その他収入 の合算、  
支出面は、給付費（比例報酬）、基礎年金拠出額、その他支出 の合算となる。

2. ここに保険料収入増額分と給付費増額分を加えた収入、支出を計算する。これは、各年度により次のような計算方法によって求めるものとする。

各年度の保険料収入（保険料収入）＝

（第1項で算出した H25 モデル保険料増額分）× {（財政検証の各年度の厚生年金総保険料収入）÷（第1項の H25 モデルの総保険料収入）} × {（財政検証の各年度の厚生年金保険料率）÷（H25 モデル保険料率）}・・・A

※各年度の増収入分保険料は、労働力率・脱退力の変動に応じて変化するため、それを踏まえた財政検証の2次データ（保険料収入想定）に連動すると仮定した。

各年度の支出（増額後）（2014～2054年まで）＝

財政検証の各年度給付総額（比例報酬）×（1＋（第1項で算出した保険料流入増額比率4.31%）×（40－（2054－各年度））÷40）・・・B

各年度の支出（増額後）（2054～2110年まで）＝

財政検証の各年度厚生年金給付総額（比例報酬部分）×（1＋（第1項で算出した保険料収入増額比率4.31%））・・・B'

※これは、年金の給付乗率と納付期間を所与とし、標準報酬月額上限引き上げによる保険料増額の率と同じ割合で将来的な比例報酬拠出額も増えるであろうという仮定のもとでの試算方法となっている。前項で述べたタイムラグについては、仮に2014年に標準報酬月額上限引き上げを施行した場合、その年にはじめて年金保険料納付者となった20歳の者が年金受給者になる約40年後、つまり2054年によりやく比例報酬拠出が4.31%増になっているという仮定のもと、その間は一次関数的に比例報酬部分の増加率が上がっていくという想定を組み込んだ式になっている。

次に、各セルの計算方法を述べる。

#### 収入側

～所与面～

- ・ 保険料収入＝財政検証・厚生年金保険料収入予測＋財政検証・国民年金保険料収入予測
- ・ 国庫負担＝財政検証・厚生年金国庫負担予測＋財政検証・国民年金国庫負担収入予測
- ・ 運用収入＝財政検証・厚生年金運用収入予測＋財政検証・国民年金運用収入予測
- ・ その他収入＝財政検証・厚生年金その他収入予測＋財政検証・国民年金その他収入予測
- ・ 増額前収入合計＝当年度保険料収入＋国庫負担＋運用収入＋その他収入

～変数面～

- ・ 保険料収入増額分＝A（既出の計算方式）
- ・ 収入合計＝増額前収入合計＋保険料収入増額分

#### 支出面

～所与面～

- ・ 基礎年金拠出金＝財政検証・厚生年金基礎年金拠出予測＋財政検証・国民年金基礎年金拠出予測
- ・ 支出割り戻し変更＝当年度基礎年金拠出額÷2014年度基礎年金所得代替率を1とした時の当年度基礎年金所得代替率
- ・ その他支出＝財政検証・厚生年金その他支出予測＋財政検証・国民年金その他支出予測

～変数面～

- ・ 給付費（比例報酬）＝BまたはB<sup>〃</sup>（既出の計算方式）
- ・ 支出合計＝基礎年金拠出金＋給付費＋その他支出
- ・ 実験中支出合計＝修正済みマクロ経済スライドにより変更された基礎年金拠出金支出＋給付費＋その他支出 ※修正済みマクロ経済スライドの計算方法は手順3で述べる。

#### その他

～所与面～

- ・ 当年度収支差引残＝当年度財政検証収入予測－当年度財政検証支出予測
- ・ 当年度積立金＝前年度末積立金×当年度価格変更率＋当年度収支差引残
- ・ 積立度合＝当年度財政検証積立金÷当年度収入合計

～変数面～

- ・ 調整済み収支差引残＝当年度収入合計－当年度実驗中支出合計
- ・ 調整済み年度末積立金＝前年度年調整済み年度末積立金×当年度価格変更率＋調整済み収支差引残
- ・ 調整済み積立度合＝調整済み年度末積立金÷当年度収入合計

3. 今後 100 年の収支を計算し、黒字分を基礎年金会計に回した場合のマクロ経済スライド短縮期間、所得代替率の改善度を調べる。

まず、基礎年金のマクロ経済スライドによる所得代替率の低下分を低下前までかけ戻し、それに収入総額を加えたもので収支を計算した後、2110年に積立金度合いが1になるように修正済みマクロ経済スライドで割り戻していく。なお、通常のマクロ経済スライドは被保険者減少率に平均寿命の伸び率（財政検証の設定では低率0.3%）を加えたもので算出されるが、実際に適応されるスライド率は、この値と名目賃金上昇率（新規裁定者）、物価上昇率（既裁定者）に応じて別々に決定される。よって今回は、所得代替率の低下率をマクロ経済スライドの実際の適応率として代替することで、新規裁定者と既裁定者をまとめた変数として扱う。

以下、修正済みマクロ経済スライドの推計方法・適応手順を述べる。

- ① KE 年度（給付水準調整終了年）までスライドした場合の年度別の給付費を推計。
- ② 上記の年度別の給付費を用いて収支見通しを作成し、推計終了年度（2110年）の積立度合を計算する。
  - a. 推計年度の積立度合が1より小さい場合・・・KEを一年増加させ、①に戻る。
  - b. 推計年度の積立度合が1より大きい場合・・・この時の年度を給付水準調整終了年度（KE<sup>〓</sup>）として③へ。
- ③ KE<sup>〓</sup>年度において推計終了年度（2110年）の積立金度合が1になるよう、KE<sup>〓</sup>年度に適応されるスライド調整率を設定しなおす。→修正済みマクロ経済スライドの推計。

※なお、KE<sup>〓</sup>年度より前の年度のマクロ経済スライドは、収入増額分を加える前のマクロ経済スライド率をそのまま適応する。また、財政健全化の観点から基礎年金拠出金増額に伴う国庫負担増額は0とし、これにより標準報酬月額上限引き上げが支出に与える純インパクトを測るものとした。

第5項 検証結果

上記のような会計・計算方法により、標準報酬月額上限引き上げによる年金財政へのインパクトを算出した結果、以下の通りの結果となった。

年度 (西暦)	保険料月額 率	収 入						その他 収入	保険料 収入増額分
		収入合計	増額前 収入合計	保険料 収入	国庫負担	運用収入	収入合計		
2014	17.474	47.597	46.342	32.032	11.627	2.469	0.214	1.255	
2015	17.828	50.054	48.728	33.082	11.941	3.368	0.338	1.325	
2016	18.182	51.169	49.787	33.773	11.974	3.736	0.305	1.382	
2017	18.300	52.693	51.263	34.662	12.001	4.302	0.298	1.429	
2018	18.300	54.149	52.688	35.406	11.935	5.059	0.289	1.461	
2019	18.300	55.759	54.262	36.199	11.974	5.809	0.281	1.497	
2020	18.300	56.893	55.373	36.729	11.931	6.451	0.261	1.521	
2021	18.300	57.655	56.121	37.020	11.808	7.051	0.241	1.534	
2022	18.300	58.040	56.501	37.105	11.603	7.574	0.219	1.539	
2023	18.300	58.302	56.761	37.153	11.383	8.026	0.198	1.542	
2024	18.300	57.158	55.628	36.861	11.174	7.413	0.179	1.530	
2025	18.300	56.099	54.595	36.244	10.880	7.426	0.044	1.504	
2026	18.300	55.510	54.020	35.889	10.653	7.439	0.038	1.490	
2027	18.300	54.965	53.488	35.573	10.446	7.438	0.030	1.477	
2028	18.300	54.474	53.007	35.306	10.275	7.403	0.023	1.467	
2029	18.300	54.302	52.843	35.104	10.145	7.575	0.018	1.459	
2030	18.300	54.092	52.642	34.852	10.026	7.750	0.014	1.449	
2031	18.300	53.759	52.324	34.500	9.886	7.927	0.011	1.435	
2032	18.300	53.361	51.943	34.082	9.749	8.104	0.008	1.418	
2033	18.300	52.984	51.584	33.641	9.665	8.272	0.005	1.400	
2034	18.300	52.584	51.203	33.185	9.587	8.428	0.004	1.381	
2035	18.300	52.189	50.827	32.727	9.530	8.567	0.002	1.363	
2036	18.300	51.793	50.448	32.278	9.481	8.688	0.002	1.344	
2037	18.300	51.379	50.053	31.826	9.438	8.788	0.001	1.326	
2038	18.300	50.937	49.630	31.367	9.395	8.867	0.000	1.307	
2039	18.300	50.470	49.182	30.914	9.342	8.925	0.000	1.288	
2040	18.300	49.976	48.705	30.475	9.285	8.965	0.000	1.270	
2041	18.300	49.452	48.199	30.046	9.163	8.990	0.000	1.253	
2042	18.300	48.907	47.672	29.624	9.044	9.004	0.000	1.235	
2043	18.300	48.415	47.197	29.208	8.982	9.007	0.000	1.218	
2044	18.300	47.964	46.763	28.801	8.963	8.999	0.000	1.201	
2045	18.300	47.511	46.326	28.410	8.938	8.979	0.000	1.185	
2046	18.300	47.054	45.884	28.036	8.900	8.949	0.000	1.169	
2047	18.300	46.596	45.442	27.673	8.857	8.912	0.000	1.154	
2048	18.300	46.139	45.000	27.317	8.816	8.867	0.000	1.139	
2049	18.300	45.681	44.556	26.970	8.772	8.814	0.000	1.125	
2050	18.300	45.220	44.109	26.633	8.721	8.755	0.000	1.111	
2051	18.300	44.750	43.654	26.303	8.661	8.690	0.000	1.097	
2052	18.300	44.271	43.188	25.974	8.593	8.620	0.000	1.083	
2053	18.300	43.785	42.716	25.647	8.523	8.546	0.000	1.069	
2054	18.300	43.289	42.234	25.318	8.448	8.468	0.000	1.055	
2055	18.300	42.785	41.743	24.992	8.365	8.386	0.000	1.042	
2056	18.300	42.283	41.254	24.672	8.281	8.301	0.000	1.028	
2057	18.300	41.781	40.766	24.353	8.199	8.214	0.000	1.015	
2058	18.300	41.274	40.273	24.031	8.120	8.122	0.000	1.002	
2059	18.300	40.767	39.779	23.709	8.043	8.026	0.000	0.988	
2060	18.300	40.261	39.286	23.390	7.971	7.925	0.000	0.975	
2061	18.300	39.740	38.779	23.070	7.889	7.820	0.000	0.962	
2062	18.300	39.217	38.269	22.750	7.809	7.710	0.000	0.948	
2063	18.300	38.689	37.754	22.430	7.729	7.596	0.000	0.935	
2064	18.300	38.157	37.235	22.111	7.647	7.477	0.000	0.922	
2065	18.300	37.624	36.715	21.798	7.562	7.354	0.000	0.909	
2066	18.300	37.088	36.192	21.488	7.476	7.228	0.000	0.896	
2067	18.300	36.544	35.661	21.175	7.387	7.099	0.000	0.883	
2068	18.300	35.994	35.124	20.862	7.296	6.967	0.000	0.870	
2069	18.300	35.444	34.587	20.552	7.203	6.832	0.000	0.857	
2070	18.300	34.890	34.046	20.245	7.104	6.696	0.000	0.844	
2071	18.300	34.336	33.505	19.939	7.007	6.559	0.000	0.831	
2072	18.300	33.792	32.973	19.636	6.917	6.420	0.000	0.819	
2073	18.300	33.254	32.447	19.339	6.830	6.278	0.000	0.806	
2074	18.300	32.721	31.927	19.047	6.745	6.135	0.000	0.794	
2075	18.300	32.196	31.414	18.763	6.661	5.990	0.000	0.783	
2076	18.300	31.679	30.908	18.484	6.582	5.842	0.000	0.771	
2077	18.300	31.166	30.407	18.211	6.503	5.693	0.000	0.760	
2078	18.300	30.658	29.910	17.945	6.424	5.541	0.000	0.749	
2079	18.300	30.156	29.419	17.687	6.345	5.387	0.000	0.738	
2080	18.300	29.659	28.932	17.435	6.264	5.233	0.000	0.727	
2081	18.300	29.165	28.448	17.189	6.182	5.078	0.000	0.717	
2082	18.300	28.677	27.970	16.949	6.099	4.922	0.000	0.707	
2083	18.300	28.193	27.496	16.714	6.015	4.767	0.000	0.697	
2084	18.300	27.714	27.027	16.485	5.930	4.612	0.000	0.687	
2085	18.300	27.240	26.562	16.260	5.845	4.458	0.000	0.678	
2086	18.300	26.772	26.103	16.038	5.759	4.306	0.000	0.669	
2087	18.300	26.307	25.648	15.819	5.675	4.154	0.000	0.660	
2088	18.300	25.848	25.197	15.603	5.591	4.003	0.000	0.651	
2089	18.300	25.392	24.751	15.388	5.509	3.854	0.000	0.642	
2090	18.300	24.941	24.308	15.176	5.428	3.705	0.000	0.633	
2091	18.300	24.494	23.870	14.965	5.348	3.557	0.000	0.624	
2092	18.300	24.050	23.435	14.755	5.270	3.410	0.000	0.615	
2093	18.300	23.610	23.003	14.547	5.194	3.263	0.000	0.606	
2094	18.300	23.173	22.575	14.339	5.119	3.117	0.000	0.598	
2095	18.300	22.739	22.149	14.134	5.045	2.970	0.000	0.589	
2096	18.300	22.308	21.727	13.929	4.974	2.824	0.000	0.581	
2097	18.300	21.879	21.307	13.726	4.903	2.678	0.000	0.572	
2098	18.300	21.454	20.890	13.525	4.834	2.531	0.000	0.564	
2099	18.300	21.032	20.476	13.326	4.767	2.384	0.000	0.556	
2100	18.300	20.612	20.065	13.129	4.700	2.236	0.000	0.547	
2101	18.300	20.196	19.657	12.934	4.635	2.088	0.000	0.539	
2102	18.300	19.783	19.252	12.742	4.571	1.939	0.000	0.531	
2103	18.300	19.374	18.850	12.553	4.507	1.790	0.000	0.523	
2104	18.300	18.967	18.452	12.366	4.445	1.640	0.000	0.516	
2105	18.300	18.565	18.057	12.183	4.383	1.490	0.000	0.508	
2106	18.300	18.166	17.665	12.003	4.323	1.339	0.000	0.501	
2107	18.300	17.771	17.277	11.827	4.262	1.188	0.000	0.493	
2108	18.300	17.379	16.893	11.654	4.203	1.036	0.000	0.486	
2109	18.300	16.992	16.513	11.485	4.144	0.884	0.000	0.479	
2110	18.300	16.609	16.137	11.319	4.085	0.732	0.000	0.472	

図2-2-5-1 標準報酬月額上限引き上げによるインパクト試算・ケースE収入内訳



この結果、ケース E について、標準報酬月額上限引き上げ前と比べて基礎年金のマクロ経済スライド調整期間は1年早まり、所得代替率は0.235%増の50.8%となった。

また、低成長ケース G でも同様のシミュレーションを行った結果、標準報酬月額上限引き上げ前と比べて基礎年金のマクロ経済スライド調整期間は3年早まり、所得代替率は0.496%増の42.5%となった。

また、オプションとして標準報酬月額上限引き上げを行っても比例報酬部分の支出増額をしないパターン、つまり、目的税方式をとった場合も考えた。算出方法は前検証の比例報酬支出部分を標準報酬月額上限引き上げ前の額と同額とし、収支を合わせる方法をとる。

※この場合、標準報酬月額が62～121万円の者は、保険料金算出の際には実際の所得の標準報酬月額が適応され、年金受給額算出の際には標準報酬月額62万円としてカウントされることになる。ケース E について、基礎年金マクロ経済スライドが5年早まり、所得代替率は1.89%増の52.45%となった。ケース G については、基礎年金マクロ経済スライドが8年早まり、所得代替率は2.11%増の44.12%となった。

## 第6項 問題点

検証結果より、経済成長率が低くなるほど基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間改善度が大きいことがわかる。しかし、この会計方式による標準報酬月額上限引き上げ前のインパクトは、逆進的マクロ経済スライドへの付け焼刃の政策にしかならないことも併せて述べておきたい。なぜならば、収入増と給付額増のタイムラグが故に一時的に年金財政へプラスのインパクトをもつだけで、被保険者と受給者の人数比率次第では「N年度の標準報酬月額上限引き上げによる収入増額分<N年度の比例報酬支出増額分」となることも十分考えられるからだ。もしこうなってしまった場合、N年度は標準報酬月額上限引き上げ前と比べてむしろ財政的に圧迫されてしまうことになる。図2-2-6-1、図2-2-6-2にその関係性を図示した。

これによると、年度が後にいくにつれて財政的に余裕がなくなっていくことが分かる。ケース G の現在（2014年）から2110年までの純収支について、たまたま「N年度の標準報酬月額上限引き上げによる収入増額分>N年度の比例報酬支出増額分」となっているが、検証を数年延ばせばこの大小関係が逆転する可能性もある。また、ケース E では実際にその現象が起きてしまっていることがわかった。つまり、この標準報酬月額上限引き上げ・独自会計方法は本質的に有用な政策とは言えず、収支見通しによってはこの政策を行わない方がよい場合もある。したがって、デフレ中の逆進的マクロ経済スライドが改善するまでの緊急対応策としての位置づけに止めておき、五年ごとの財政検証で収支に支障をきたすことが判明した際は政策を中止することが得策かもしれない。

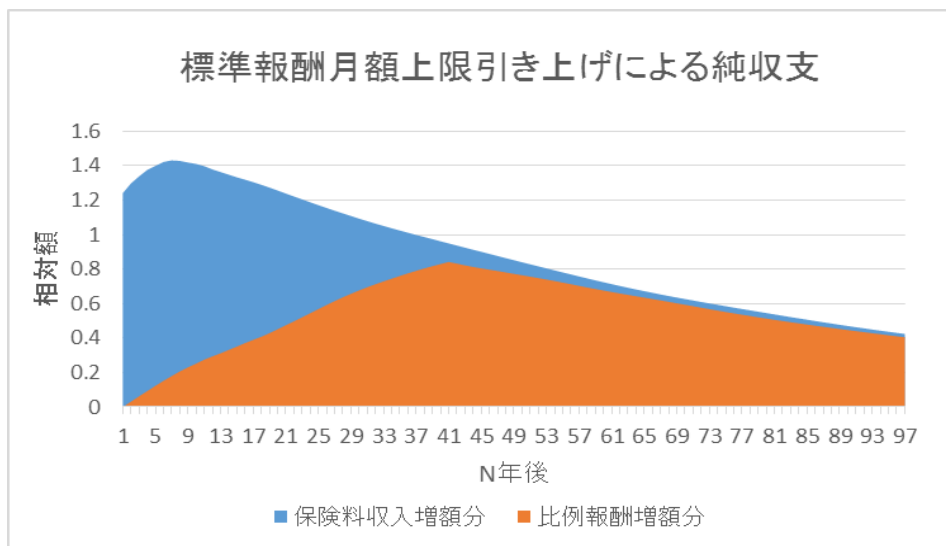


図 2-2-6-1 標準報酬月額上限引き上げによる純収支 (ケース G)

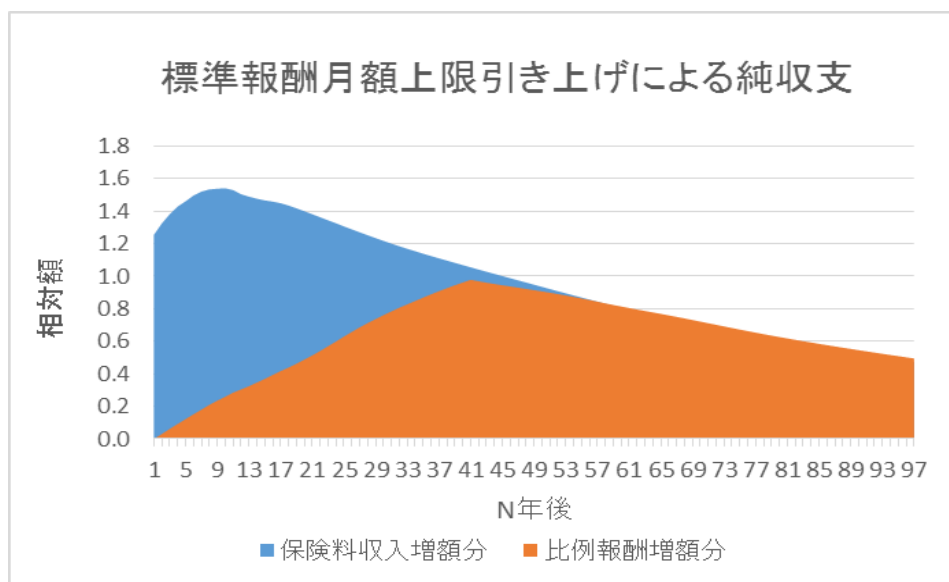


図 2-2-6-2 標準報酬月額上限引き上げによる純収支 (ケース E)

## 第3章 標準的な支給開始年齢の上昇

### 第1節 標準的な支給開始年齢上昇の理由

この節では、高齢者雇用に関するデータから、標準的な支給開始年齢上昇の3つの根拠を示す。

#### 第1項 高齢者の就労意欲

下の図は、厚生労働省がおこなった60歳以上の高齢者へのアンケートのうち、何歳まで働きたいかという調査の結果の内訳を表したものである。現行制度で決定されている定年の下限60歳よりも低い年齢を回答した人は約3割しかおらず、定年を過ぎても働きたいと考えている人が多いことがわかる。また、それぞれ「65歳ぐらいまで」を65歳、「70歳ぐらいまで」を70歳、「75歳ぐらいまで」を75歳、「76歳以上」と「働けるうちはいつまでも」を76歳として平均をとると、約70.26歳という年齢が算出される。一般企業の退職年齢は60～65歳とされているため、制度と国民の意識の間には約5～10年のギャップが生じている。この結果は、高齢者の労働力率増加の可能性を示しているといえる。

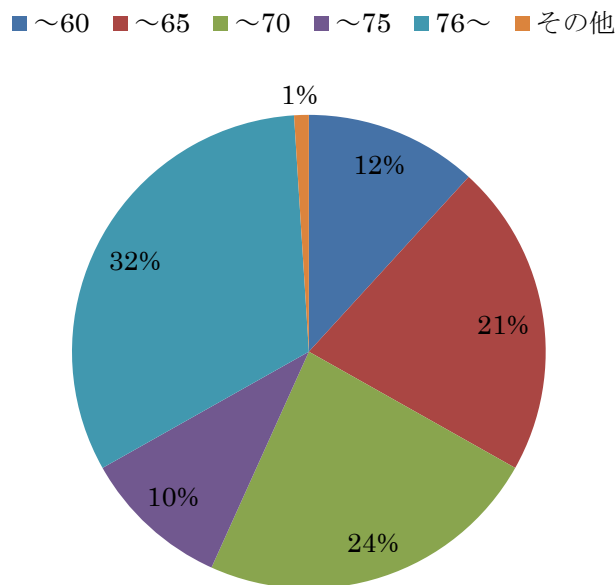


図3-1-1-1 高齢者の就労意欲

(出所：厚生労働省『高齢期の就労と年金受給のあり方』より作成)



図 3-1-1-2 は「一般に支えられるべき高齢者は何歳以上だと思いますか」というアンケートの回答の内訳である。現行制度で決定されている支給開始年齢 65 歳を回答している人はわずか 7%で、驚くべきことに 85 歳からの回答も 4%存在する。また、第 1 項と同様に計算をおこない、「これ以外の年齢」「年齢では判断できない」「わからない」を計算の対象から外すと、その平均値は約 70.47 歳である。

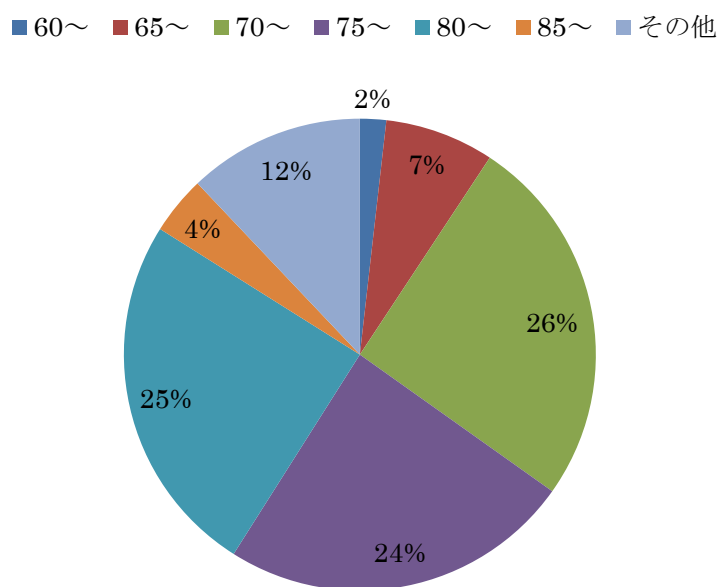


図 3-1-1-2 支えられるべき高齢者

(出所：厚生労働省『高齢期の就労と年金受給のあり方』より作成)

以上の結果より、高齢者は定年を過ぎても働きたい、または働くべきと考えていることがわかる。当事者たちに働きたいという意志があるならば、それを最大限に活用する必要がある。時代のニーズに応じて、標準的な支給開始年齢が遅れることを想定した年金制度にするべきではないだろうか。

## 第 2 項 健康寿命

第 1 章第 2 節では日本人の平均寿命が徐々に伸びつつあることを述べたが、健康寿命についても、平均寿命の伸びに応じて伸びていることがいえる。健康寿命とは健康上の問題がない状態で日常生活を過ごせる期間のことであるが、平成 13 年（2001 年）時点で男性 69.40 歳、女性 72.65 歳だったのに対し、平成 22 年（2010 年）には男性 70.42 歳、女性 73.62 歳にまで上昇した。(図 3-1-2-1) また、日本人の健康寿命は各国と比較してもかなり高く、厚生労働省の発表では男女ともに世界で一番高いとされた（2010 年現在）。このことから、

多くの日本人高齢者は働く上での健康的支障はないと考えられ、その積極的な労働参加を促す余地があると言えるだろう。

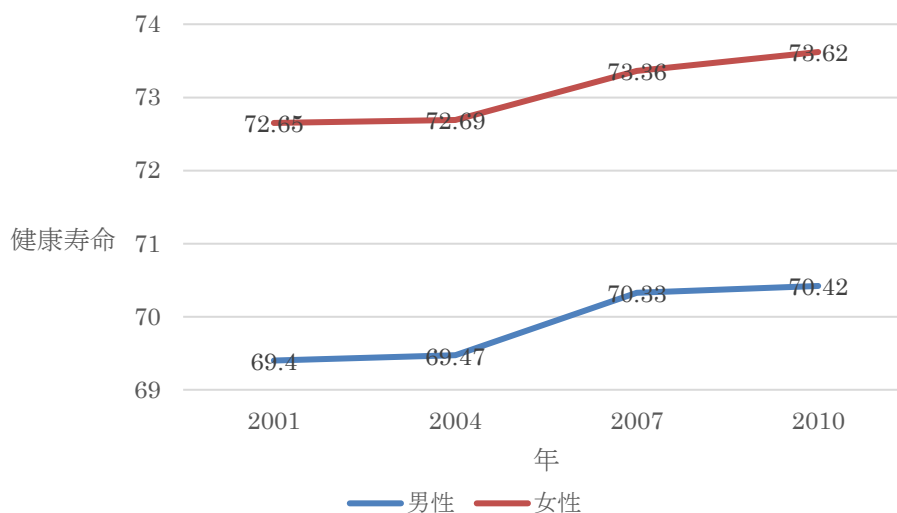


図 3-1-2-1 健康寿命の推移

(出所：国立社会保障・人口問題研究所)

### 第 3 項 高齢者の就労能力

日本人高齢者の社会的活用について、健康面での問題はないと思われる一方で、知能的な側面での検討は必要である。

人間の知能は一般的に「流動性知能」と「結晶性知能」の 2 種類によって構成されていると言われている。「流動性知能」は動作性の知能として捉えられており、新しい場面に適応する際に必要となる能力である。この知能には推論する力、思考力、暗記力、そして計算力が含まれ、これを活用することで独創性を求められる作業や問題解決型の作業をすることが可能となるが、加齢とともに衰退するという傾向がある。他方、「結晶性知能」は言語性の知能と呼ばれ、過去の経験を通じて培った専門的な能力を含む。この知能は 60 歳ごろまでは上昇する傾向があり、それ以降に衰退したとしても程度は緩やかであると言われている。故に、この知能が活用すれば、長年の就業経験で培った専門性の高い能力を活かして定年後も活躍し続けることが可能であると考えられる。

雇用する側の高齢者雇用に対する考え方についても、積極的な考えが多い。独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT) の「高齢者の雇用・採用に関する調査」によって行われたアンケート結果によると、「高齢者雇用確保の課題」という設問に対しては「特に課題はない」という回答の割合が最も多く、28.5%にまで及んだ。他方で、高齢者の知能の低下という固定概念を因子とした「生産性が低下する」と言った内容の回答は 12.9%に留まった。

さらに、「65歳より先の雇用確保措置が必要だと考える理由」という設問に対して最も多かった回答が「高齢者でも十分に働くことができるから」というもので、その割合は62.0%にまで及んだ。これらのことから、専門性の高い高齢者の能力を長く活用したいと考える企業が多いことが伺える。

本章の第1項～第4項で述べたように、日本人高齢者は労働参加意欲が高く、雇用側の高齢者雇用確保に対する姿勢も積極的だ。今後の日本の年金財政の安定化を図る上でも高齢者の社会活用を積極的に進めるべきであり、それに伴って基礎年金保険料の拠出期間の上限に変更を加える必要がある。現行制度では上限は45年と定められているが、これを引き延ばすことによって高齢者の年金受給開始年齢の選択の幅を広げることで、高齢者の社会参加を推し進めることが可能になると我々は提言する。このことについての詳細を、以下の章を通して論じていく。

## 第2節 引き上げ年齢別試算

### 第1項 検証における前提

この節では、日本人が望む受給開始年齢にあわせて基礎年金拠出期間を延長させた場合の所得代替率を算出する。前提として、前項で求められた受給開始年齢（おおよそ70歳）にあわせて、財政検証オプション3の基礎年金拠出期間を45から50年に引き上げることとした。また、現在の日本の年金制度では受給開始年齢の選択制を採用しているため、その制度は保持したまま、個人の選択として70歳から受給開始を選んだ場合の所得代替率を求めることとする。加えて、65歳以上の在職老齢年金についてはオプション3と同じく制度廃止とした。

### 第2項 会計方法

本検証では、標準報酬月額上限引き上げの際の会計方法の議論と同じく、逆進的マクロ経済スライドに対抗するような会計方式をとりたい。ここで図3-2-2-1より、オプション3のマクロ経済スライド調整期間と現制度のそれを比べてみると、ケースEにおいて基礎年金のマクロ経済スライド調整期間は1年早まるのに対し、比例報酬のマクロ経済スライドは2年遅れる計算となっている。これは、45年拠出に延長した分だけ基礎年金部分も比例報酬部分も所得代替率が改善してはいるものの、基礎年金部分の所得代替率の改善度が比例報酬部分のそれよりも大きく、逆進的マクロ経済スライドの改善がなされていることを意味する。基礎年金拠出期間延長に伴う保険料収入増に対し給付の増加は遅れて生じ

るため、一時的に一人当たりの拠出金単価が減少して国民年金会計が改善される、というメカニズムだ。つまり、本検証では第2章のような合算方式ではなく、現制度のような国民年金と厚生年金の個別会計方式（現方式）のほうが逆進的マクロ経済スライドに対する打ち出となることが期待できる。よって、現行制度の会計方式を採用することとした。

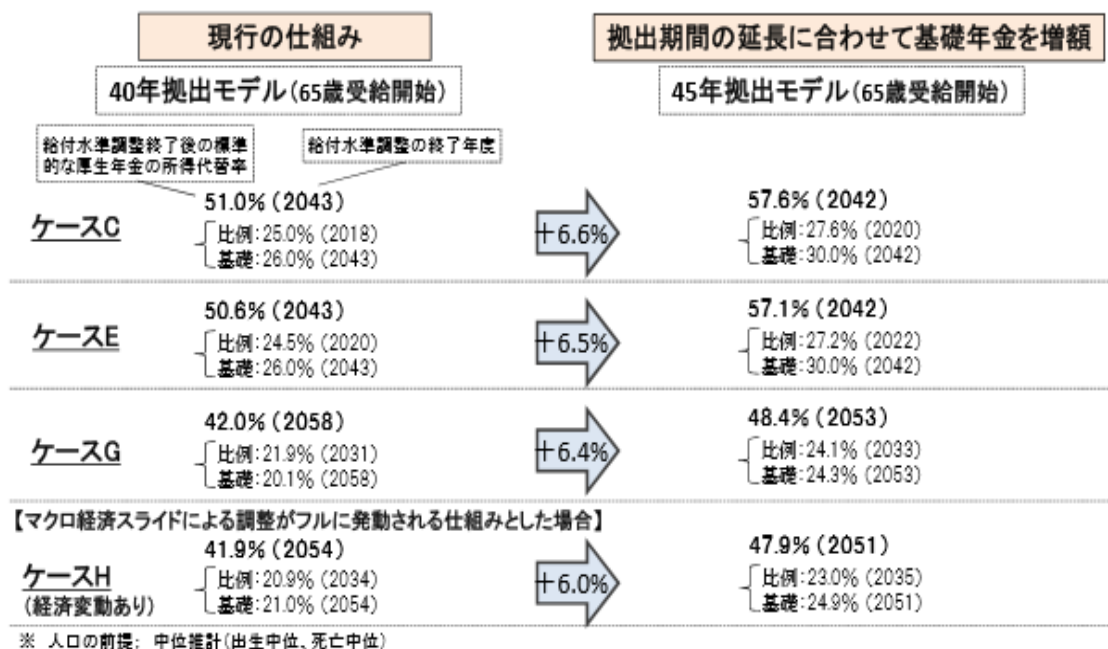


図3-2-2-1 財政検証オプション3（厚生労働省 H26「財政検証結果レポート」）

### 第3項 検証方法

検証では、基礎年金拠出期間45年のオプション3と基礎年金拠出期間40年の現行制度の会計の差分をとり、この基礎年金拠出期間5年間の会計差分をオプション3の各勘定に加えることで基礎年金拠出期間50年（45年+5年差分）の財政検証を行うという試算方式をとる。なお、検証の数字はすべてH26現在価値に割り戻して計算している。

- ① まず、国民年金財政見直しオプション3（ケースE）と現行制度（ケースE）の国民年金財政見直しの差分をとる。このうち、収入面では保険料、国庫負担、運用収入、その他収入を、支出面では給付費、その他支出をそのまま「基礎年金拠出期間5年間の違いによる“純差分”」として扱う。一方、基礎年金拠出額の差額についてはオプション3と現行制度で所得代替率の低下率が違うため、その率を割り戻して差分を計算した。つまり、{(当年度基礎年金拠出額) ÷ (2014年度基礎年金所得代替率を1とした時の当年度基礎年金所得代替率)}の額を「当年度の本来の基礎年金拠出」として定義し、これをオプション3と現行制度それぞれで計算し、差分をとったものを「基礎年金拠出金純差

分」として用いる。まとめると以下の通りになる。

～現在価値の割り戻し後、差分をとるもの～

- ・国民年金保険料収入純差分＝財政検証オプション 3 (国民年金勘定) の保険料収入－現制度 (国民年金勘定) の保険料収入
- ・国民年金国庫負担純差分＝財政検証オプション 3 (〃) の国庫負担－現制度 (〃) の国庫負担
- ・国民年金運用収入差分＝財政検証オプション 3 (〃) の運用収入－現制度 (〃) の運用収入
- ・国民年金その他収入差分＝財政検証オプション 3 (〃) のその他収入－現制度 (〃) のその他収入
- ・国民年金給付額差分＝財政検証オプション 3 (〃) の給付額－現制度 (〃) の給付額
- ・国民年金その他支出差分＝財政検証オプション 3 (〃) のその他支出－現制度 (〃) のその他支出

～現在価値への割り戻し後、所得代替率の違いをなくしてから差分をとるもの～

- ・国民年金基礎年金拠出金純差分＝財政検証オプション 3 (〃) の {(当年度基礎年金拠出額) ÷ (2014 年度基礎年金所得代替率を 1 とした時の当年度基礎年金所得代替率)} －現制度 (〃) の {(当年度基礎年金拠出額) ÷ (2014 年度基礎年金所得代替率を 1 とした時の当年度基礎年金所得代替率)}

年度 (西暦)	保険料月額 (注1) 円	収 入					支 出			
		収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	支出合計	給付費	基礎年金拠 出金	その他支出
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2014	16,100	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2015	16,380	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2016	16,660	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2017	16,900	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2018	16,900	0.05	0.03	0.02	0.00	0.00	0.04	0.00	0.04	0.00
2019	16,900	0.11	0.07	0.04	0.00	0.00	0.09	0.00	0.09	0.00
2020	16,900	0.11	0.07	0.04	0.00	0.00	0.09	0.00	0.08	0.00
2021	16,900	0.17	0.10	0.07	0.00	0.00	0.13	0.00	0.13	0.00
2022	16,900	0.24	0.14	0.09	0.01	0.00	0.18	0.00	0.18	0.00
2023	16,900	0.25	0.14	0.09	0.01	0.00	0.18	0.00	0.18	0.00
2024	16,900	0.32	0.18	0.12	0.01	0.00	0.24	0.00	0.23	0.01
2025	16,900	0.39	0.23	0.15	0.01	0.00	0.29	0.00	0.29	0.01
2026	16,900	0.40	0.23	0.16	0.02	0.00	0.30	0.00	0.29	0.01
2027	16,900	0.48	0.27	0.19	0.02	0.00	0.36	0.00	0.35	0.01
2028	16,900	0.57	0.32	0.22	0.03	0.00	0.42	0.00	0.42	0.01
2029	16,900	0.59	0.33	0.23	0.03	0.00	0.44	0.00	0.44	0.01
2030	16,900	0.70	0.38	0.28	0.04	0.00	0.53	0.00	0.52	0.01
2031	16,900	0.82	0.45	0.33	0.04	0.00	0.63	0.00	0.62	0.01
2032	16,900	0.88	0.47	0.36	0.05	0.00	0.67	0.00	0.66	0.01
2033	16,900	0.91	0.48	0.38	0.06	0.00	0.71	0.00	0.70	0.01
2034	16,900	0.95	0.49	0.40	0.06	0.00	0.74	0.00	0.73	0.01
2035	16,900	0.98	0.49	0.42	0.07	0.00	0.77	0.00	0.77	0.01
2036	16,900	1.00	0.49	0.43	0.08	0.00	0.80	0.00	0.79	0.01
2037	16,900	1.00	0.48	0.44	0.08	0.00	0.81	0.00	0.81	0.01
2038	16,900	1.00	0.46	0.45	0.09	0.00	0.82	0.00	0.81	0.01
2039	16,900	0.98	0.44	0.45	0.09	0.00	0.82	0.00	0.81	0.01
2040	16,900	0.97	0.42	0.45	0.10	0.00	0.81	0.00	0.81	0.01
2041	16,900	0.96	0.41	0.45	0.10	0.00	0.81	0.00	0.81	0.01
2042	16,900	0.97	0.39	0.47	0.11	0.00	0.84	0.00	0.84	0.01
2043	16,900	0.98	0.38	0.49	0.11	0.00	0.87	0.00	0.86	0.01
2044	16,900	0.98	0.37	0.50	0.11	0.00	0.88	0.00	0.87	0.01
2045	16,900	0.98	0.37	0.50	0.11	0.00	0.88	0.00	0.88	0.01
2046	16,900	0.98	0.36	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.88	0.01
2047	16,900	0.97	0.35	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.89	0.01
2048	16,900	0.97	0.34	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.89	0.01
2049	16,900	0.96	0.33	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.89	0.01
2050	16,900	0.95	0.33	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.88	0.00
2051	16,900	0.94	0.32	0.51	0.11	0.00	0.88	0.00	0.88	0.00
2052	16,900	0.93	0.31	0.51	0.11	0.00	0.88	0.00	0.88	0.00
2053	16,900	0.93	0.31	0.51	0.11	0.00	0.88	0.00	0.88	0.00
2054	16,900	0.93	0.31	0.51	0.11	0.00	0.88	0.00	0.88	0.00
2055	16,900	0.93	0.31	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.88	0.00
2056	16,900	0.93	0.31	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.88	0.00
2057	16,900	0.93	0.31	0.51	0.11	0.00	0.89	0.00	0.89	0.00
2058	16,900	0.93	0.31	0.52	0.11	0.00	0.89	0.00	0.89	0.00
2059	16,900	0.92	0.30	0.52	0.11	0.00	0.89	0.00	0.89	0.00
2060	16,900	0.92	0.30	0.51	0.10	0.00	0.89	0.00	0.89	0.00
2061	16,900	0.92	0.30	0.51	0.10	0.00	0.89	0.00	0.89	0.00
2062	16,900	0.91	0.30	0.51	0.10	0.00	0.89	0.00	0.88	0.00
2063	16,900	0.90	0.30	0.51	0.10	0.00	0.88	0.00	0.88	0.00
2064	16,900	0.90	0.29	0.50	0.10	0.00	0.87	0.00	0.87	0.00
2065	16,900	0.88	0.29	0.50	0.10	0.00	0.86	0.00	0.86	0.00
2066	16,900	0.87	0.28	0.49	0.10	0.00	0.85	0.00	0.85	0.00
2067	16,900	0.86	0.28	0.49	0.09	0.00	0.84	0.00	0.84	0.00
2068	16,900	0.85	0.27	0.48	0.09	0.00	0.84	0.00	0.83	0.00
2069	16,900	0.84	0.27	0.48	0.09	0.00	0.83	0.00	0.82	0.00
2070	16,900	0.83	0.27	0.47	0.09	0.00	0.82	0.00	0.82	0.00
2071	16,900	0.83	0.27	0.47	0.09	0.00	0.81	0.00	0.81	0.00
2072	16,900	0.82	0.27	0.47	0.09	0.00	0.81	0.00	0.80	0.00
2073	16,900	0.81	0.26	0.46	0.08	0.00	0.80	0.00	0.80	0.00
2074	16,900	0.80	0.26	0.46	0.08	0.00	0.79	0.00	0.79	0.00
2075	16,900	0.78	0.26	0.45	0.08	0.00	0.78	0.00	0.78	0.00
2076	16,900	0.77	0.25	0.44	0.08	0.00	0.77	0.00	0.76	0.00
2077	16,900	0.76	0.24	0.44	0.08	0.00	0.75	0.00	0.75	0.00
2078	16,900	0.74	0.24	0.43	0.07	0.00	0.74	0.00	0.74	0.00
2079	16,900	0.72	0.23	0.42	0.07	0.00	0.73	0.00	0.73	0.00
2080	16,900	0.71	0.22	0.41	0.07	0.00	0.71	0.00	0.71	0.00
2081	16,900	0.69	0.22	0.41	0.07	0.00	0.70	0.00	0.70	0.00
2082	16,900	0.68	0.21	0.40	0.07	0.00	0.69	0.00	0.69	0.00
2083	16,900	0.67	0.21	0.39	0.07	0.00	0.68	0.00	0.67	0.00
2084	16,900	0.66	0.21	0.39	0.06	0.00	0.66	0.00	0.66	0.00
2085	16,900	0.64	0.20	0.38	0.06	0.00	0.65	0.00	0.65	0.00
2086	16,900	0.63	0.20	0.37	0.06	0.00	0.65	0.00	0.64	0.00
2087	16,900	0.62	0.20	0.37	0.06	0.00	0.64	0.00	0.64	0.00
2088	16,900	0.62	0.20	0.36	0.06	0.00	0.63	0.00	0.63	0.00
2089	16,900	0.61	0.19	0.36	0.05	0.00	0.62	0.00	0.62	0.00
2090	16,900	0.60	0.19	0.36	0.05	0.00	0.61	0.00	0.61	0.00
2091	16,900	0.59	0.19	0.35	0.05	0.00	0.60	0.00	0.60	0.00
2092	16,900	0.58	0.19	0.35	0.05	0.00	0.60	0.00	0.60	0.00
2093	16,900	0.58	0.19	0.34	0.05	0.00	0.59	0.00	0.59	0.00
2094	16,900	0.57	0.19	0.34	0.05	0.00	0.58	0.00	0.58	0.00
2095	16,900	0.56	0.18	0.33	0.04	0.00	0.58	0.00	0.58	0.00
2096	16,900	0.55	0.18	0.33	0.04	0.00	0.57	0.00	0.57	0.00
2097	16,900	0.55	0.18	0.33	0.04	0.00	0.56	0.00	0.56	0.00
2098	16,900	0.54	0.18	0.32	0.04	0.00	0.56	0.00	0.55	0.00
2099	16,900	0.53	0.18	0.32	0.04	0.00	0.55	0.00	0.55	0.00
2100	16,900	0.52	0.17	0.31	0.04	0.00	0.54	0.00	0.54	0.00
2101	16,900	0.51	0.17	0.31	0.03	0.00	0.53	0.00	0.53	0.00
2102	16,900	0.51	0.17	0.30	0.03	0.00	0.53	0.00	0.53	0.00
2103	16,900	0.50	0.17	0.30	0.03	0.00	0.52	0.00	0.52	0.00
2104	16,900	0.49	0.16	0.30	0.03	0.00	0.51	0.00	0.51	0.00
2105	16,900	0.48	0.16	0.29	0.03	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00
2106	16,900	0.47	0.16	0.29	0.03	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00
2107	16,900	0.46	0.16	0.28	0.02	0.00	0.49	0.00	0.49	0.00
2108	16,900	0.45	0.15	0.28	0.02	0.00	0.48	0.00	0.48	0.00
2109	16,900	0.45	0.15	0.27	0.02	0.00	0.47	0.00	0.47	0.00
2110	16,900	0.44	0.15	0.27	0.02	0.00	0.47	0.00	0.47	0.00

図 3-2-3-1 国民年金 純差分 (ただし、基礎年金拠出金のデータは検証に用いない)

	国民年金	基礎部分	厚生部分	基礎部分	比例部分	合算	基礎部分	比例部分
2014		0		0	0		0	0
2015		0		0	0		0	0
2016		0		0	0		0	0
2017		0		0	0		0	0
2018		0.043432		-0.03432	0.098299		0.009115	0.098299
2019		0.09022		-0.06234	0.29693		0.027884	0.29693
2020		0.088279		-0.05896	0.352396		0.029324	0.352396
2021		0.136722		-0.09625	0.406516		0.040467	0.406516
2022		0.193397		-0.1318	0.380314		0.061601	0.380314
2023		0.196714		-0.12719	0.365511		0.06952	0.365511
2024		0.254585		-0.15618	0.356252		0.098403	0.356252
2025		0.31794		-0.17393	0.344		0.144008	0.344
2026		0.32693		-0.14147	0.328328		0.185462	0.328328
2027		0.392744		-0.14774	0.313977		0.245006	0.313977
2028		0.474309		-0.14294	0.298303		0.331372	0.298303
2029		0.499613		-0.09191	0.279991		0.407704	0.279991
2030		0.602765		-0.09028	0.259338		0.512485	0.259338
2031		0.725679		-0.095	0.234927		0.63068	0.234927
2032		0.78193		-0.03744	0.202272		0.744494	0.202272
2033		0.836075		0.038439	0.175249		0.874514	0.175249
2034		0.892964		0.117912	0.148312		1.010877	0.148312
2035		0.948218		0.198401	0.122313		1.146619	0.122313
2036		0.994369		0.290127	0.097925		1.284496	0.097925
2037		1.030318		0.393907	0.075392		1.424225	0.075392
2038		1.057726		0.505647	0.053675		1.563373	0.053675
2039		1.077727		0.620379	0.031706		1.698106	0.031706
2040		1.094268		0.729798	0.00867		1.824066	0.00867
2041		1.110386		0.828849	-0.01536		1.939235	-0.01536
2042		1.096536		0.791512	-0.01581		1.888047	-0.01581
2043		1.10341		0.861392	-0.02637		1.964802	-0.02637
2044		1.115891		0.955693	-0.05067		2.071584	-0.05067
2045		1.124673		1.022357	-0.07702		2.147031	-0.07702
2046		1.132763		1.081713	-0.1025		2.214477	-0.1025
2047		1.137679		1.138871	-0.12597		2.27655	-0.12597
2048		1.137841		1.196947	-0.1474		2.334788	-0.1474
2049		1.135412		1.252737	-0.16713		2.388149	-0.16713
2050		1.131116		1.303808	-0.18553		2.434967	-0.18553
2051		1.127417		1.347342	-0.20281		2.474759	-0.20281
2052		1.125774		1.38223	-0.21846		2.508004	-0.21846
2053		1.125454		1.410652	-0.23239		2.536106	-0.23239
2054		1.126317		1.432693	-0.24434		2.559009	-0.24434
2055		1.132765		1.442237	-0.2537		2.575002	-0.2537
2056		1.137167		1.449275	-0.26143		2.586442	-0.26143
2057		1.140672		1.454487	-0.26722		2.595159	-0.26722
2058		1.144111		1.456495	-0.27149		2.600606	-0.27149
2059		1.143733		1.45994	-0.27432		2.603673	-0.27432
2060		1.142429		1.462131	-0.27586		2.60456	-0.27586
2061		1.142051		1.457061	-0.27728		2.599112	-0.27728
2062		1.138757		1.452644	-0.27697		2.591402	-0.27697
2063		1.132216		1.44843	-0.27583		2.580646	-0.27583
2064		1.12331		1.443806	-0.27382		2.567116	-0.27382
2065		1.11203		1.438304	-0.27132		2.550334	-0.27132
2066		1.098901		1.432154	-0.26847		2.531055	-0.26847
2067		1.087199		1.421778	-0.26537		2.508976	-0.26537
2068		1.075809		1.40852	-0.26214		2.484329	-0.26214
2069		1.065686		1.391858	-0.25884		2.457544	-0.25884
2070		1.05842		1.369396	-0.2558		2.427817	-0.2558
2071		1.051064		1.34646	-0.25232		2.397524	-0.25232
2072		1.041351		1.327572	-0.24822		2.368922	-0.24822
2073		1.030221		1.310519	-0.24418		2.34074	-0.24418
2074		1.018676		1.293829	-0.24045		2.312505	-0.24045
2075		1.005446		1.27916	-0.23693		2.284607	-0.23693
2076		0.989711		1.268068	-0.23318		2.257779	-0.23318
2077		0.972904		1.25813	-0.22968		2.231034	-0.22968
2078		0.955513		1.248352	-0.22661		2.203866	-0.22661
2079		0.937614		1.238903	-0.22384		2.176517	-0.22384
2080		0.919858		1.228843	-0.22133		2.148701	-0.22133
2081		0.902689		1.21761	-0.219		2.120299	-0.219
2082		0.886359		1.205012	-0.21679		2.091371	-0.21679
2083		0.871016		1.191023	-0.21467		2.062038	-0.21467
2084		0.856717		1.175735	-0.21252		2.032451	-0.21252
2085		0.843457		1.159315	-0.21027		2.002772	-0.21027
2086		0.831168		1.141989	-0.20795		1.973157	-0.20795
2087		0.819743		1.124002	-0.20557		1.943745	-0.20557
2088		0.809048		1.105613	-0.20307		1.914661	-0.20307
2089		0.798923		1.08708	-0.2004		1.886003	-0.2004
2090		0.789211		1.068634	-0.19758		1.857844	-0.19758
2091		0.779789		1.050453	-0.19465		1.830242	-0.19465
2092		0.770567		1.032666	-0.1916		1.803233	-0.1916
2093		0.761479		1.015342	-0.18844		1.776822	-0.18844
2094		0.752483		0.998508	-0.18522		1.750991	-0.18522
2095		0.743545		0.98218	-0.18197		1.725725	-0.18197
2096		0.734643		0.966361	-0.17871		1.701005	-0.17871
2097		0.725762		0.951045	-0.17547		1.676806	-0.17547
2098		0.716879		0.936222	-0.17228		1.653101	-0.17228
2099		0.707972		0.921888	-0.16916		1.62986	-0.16916
2100		0.699016		0.908044	-0.16614		1.60706	-0.16614
2101		0.689979		0.894695	-0.16321		1.584674	-0.16321
2102		0.680831		0.881841	-0.1604		1.562672	-0.1604
2103		0.671543		0.869485	-0.15771		1.541028	-0.15771
2104		0.662102		0.85761	-0.15515		1.519711	-0.15515
2105		0.652507		0.846183	-0.1527		1.498691	-0.1527
2106		0.642768		0.835166	-0.15038		1.477935	-0.15038
2107		0.632908		0.824506	-0.14819		1.457414	-0.14819
2108		0.622956		0.814146	-0.14611		1.437102	-0.14611
2109		0.612956		0.804023	-0.14413		1.416979	-0.14413
2110		0.602963		0.794067	-0.14224		1.39703	-0.14224

図 3-2-3-2 国民年金・厚生年金の基礎年金拠出金・給付費（比例報酬） 純差分

② 次に、基礎年金拠出期間上限 50 年の国民年金会計モデルを作成する。ここでは、①の差分を財政検証オプション 3 の会計に加えることで会計を組む。

以下、各セルの計算方法である。

## 収入面

### ～所与面～

- ・保険料収入＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) の保険料収入＋国民年金保険料収入純差分
- ・その他収入＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) のその他収入＋国民年金その他収入純差分
- ・運用収入＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) の運用収入＋国民年金運用収入純差分

### ～変数面～

・国庫負担＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) の国庫負担＋国民年金国庫負担純差分＋（修正済みマクロ経済スライドにより変更された国民年金基礎年金拠出金－オプション 3 (Ⅱ) の基礎年金拠出金）×基礎年金拠出に占める国庫負担割合

※上記のように、修正済みマクロ経済スライドは基礎年金拠出金（支出）だけではなく国庫負担（収入）にも影響するよう設定した。基礎年金拠出に占める国庫負担割合はおおむね 1/2 だが、実際の国庫負担は旧厚生年金と一元化する前の地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含むため、毎年少しずつ変動がある。そこで、オプション 3 (Ⅱ) の各年度の基礎年金に占める国庫負担割合をそのまま使用するものとした。

- ・収入合計＝保険料収入＋運用収入＋国庫負担＋その他収入

## 支出面

### ～所与面～

- ・給付費＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) の給付費＋国民年金給付費純差分
- ・その他収入＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) のその他収入＋国民年金その他収入純差分

### ～変数面～

・基礎年金拠出金＝〔財政検証オプション 3 (Ⅱ) の {(当年度基礎年金拠出額) ÷ (2014 年度基礎年金所得代替率を 1 とした時の当年度基礎年金所得代替率)} ＋基礎年金拠出金純差分〕×修正済み基礎年金マクロ経済スライド

※修正済みマクロ経済スライドの算出方法は、本論文の第 2 章 2 節 4 項に既出のため、割



愛する。

その他

～変数面～

- ・ 収支差引残 = 当年度収入合計 - 当年度支出合計
- ・ 年度末積立金 = 前年度年年度末積立金 × 当年度価格変更率 + 収支差引残
- ・ 積立度合 = 年度末積立金 ÷ 当年度収入合計

図 3-2-3-3 に国民年金会計モデルを作成した。



- ③ 最後に、厚生年金の会計を組み、②で算出された修正済み基礎年金マクロ経済スライドをもとに比例報酬部分の修正済みマクロ経済スライドを算出する。  
まずは、国民年金と同じく差分計算の定義を列挙しておく。

～現在価値の割り戻し後、差分をとるもの～

・厚生年金保険料収入純差分＝財政検証オプション 3（厚生年金勘定）の保険料収入－現制度（厚生年金勘定）の保険料収入

※財政検証オプション 3 の検証では検証前の現制度と労働力率が同値なので、保険料増収はないものとしてあり、差分は毎年度 0 である。

・厚生年金国庫負担純差分＝財政検証オプション 3（ $\Pi$ ）の国庫負担－現制度（ $\Pi$ ）の国庫負担

・厚生年金運用収入差分＝財政検証オプション 3（ $\Pi$ ）の運用収入－現制度（ $\Pi$ ）の運用収入

・厚生年金その他収入差分＝財政検証オプション 3（ $\Pi$ ）のその他収入－現制度（ $\Pi$ ）のその他収入

・厚生年金その他支出差分＝財政検証オプション 3（ $\Pi$ ）のその他支出－現制度（ $\Pi$ ）のその他支出

～現在価値への割り戻し後、所得代替率の違いをなくしてから差分をとるもの～

・厚生年金基礎年金拠出金純差分＝財政検証オプション 3（ $\Pi$ ）の{(当年度基礎年金拠出額) ÷ (2014 年度基礎年金所得代替率を 1 とした時の当年度基礎年金所得代替率)}－現制度（ $\Pi$ ）の{(当年度基礎年金拠出額) ÷ (2014 年度基礎年金所得代替率を 1 とした時の当年度基礎年金所得代替率)}

・厚生年金給付費純差分＝財政検証オプション 3（ $\Pi$ ）の{(当年度給付費) ÷ (2014 年度比例報酬所得代替率を 1 とした時の当年度比例報酬所得代替率)}－現制度（ $\Pi$ ）の{(当年度給付費) ÷ (2014 年度比例報酬所得代替率を 1 とした時の当年度比例報酬所得代替率)}

(西暦)	保険料率 (対総報酬)	収 入					支 出				
		収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他支出	
	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2014	17.5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
2015	17.8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
2016	18.2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
2017	18.3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
2018	18.3	-0.02	-0.00	-0.02	-0.00	-0.00	0.06	0.09	-0.03	-0.00	
2019	18.3	-0.04	0.00	-0.03	-0.01	-0.00	0.22	0.28	-0.06	0.00	
2020	18.3	-0.04	0.00	-0.03	-0.02	-0.00	0.11	0.17	-0.06	0.00	
2021	18.3	-0.07	0.00	-0.05	-0.02	-0.00	-0.11	-0.02	-0.09	0.00	
2022	18.3	-0.08	0.00	-0.06	-0.02	-0.00	-0.20	-0.08	-0.12	0.00	
2023	18.3	-0.07	0.00	-0.06	-0.01	-0.00	-0.20	-0.09	-0.12	0.00	
2024	18.3	-0.08	-0.00	-0.07	-0.00	-0.00	-0.23	-0.09	-0.14	-0.00	
2025	18.3	-0.08	-0.00	-0.08	0.00	-0.00	-0.25	-0.09	-0.16	-0.00	
2026	18.3	-0.05	0.00	-0.07	0.01	0.00	-0.22	-0.09	-0.13	0.00	
2027	18.3	-0.05	0.00	-0.07	0.02	0.00	-0.23	-0.10	-0.13	0.00	
2028	18.3	-0.04	0.00	-0.06	0.03	0.00	-0.24	-0.11	-0.13	0.00	
2029	18.3	-0.01	0.00	-0.04	0.03	0.00	-0.21	-0.13	-0.08	0.00	
2030	18.3	0.00	0.00	-0.04	0.04	0.00	-0.22	-0.14	-0.08	0.00	
2031	18.3	0.01	-0.00	-0.04	0.05	-0.00	-0.25	-0.16	-0.08	-0.00	
2032	18.3	0.04	0.00	-0.02	0.06	0.00	-0.22	-0.19	-0.03	0.00	
2033	18.3	0.08	0.00	0.02	0.07	0.00	-0.19	-0.22	0.03	0.00	
2034	18.3	0.13	0.00	0.05	0.08	0.00	-0.15	-0.24	0.10	0.00	
2035	18.3	0.17	0.00	0.08	0.09	0.00	-0.11	-0.27	0.16	0.00	
2036	18.3	0.21	-0.00	0.12	0.10	-0.00	-0.06	-0.29	0.23	-0.00	
2037	18.3	0.26	0.00	0.15	0.10	0.00	-0.01	-0.32	0.31	0.00	
2038	18.3	0.31	-0.00	0.19	0.11	-0.00	0.05	-0.34	0.39	-0.00	
2039	18.3	0.35	-0.00	0.23	0.12	-0.00	0.11	-0.36	0.47	-0.00	
2040	18.3	0.40	0.00	0.27	0.13	0.00	0.16	-0.38	0.54	0.00	
2041	18.3	0.43	-0.00	0.30	0.13	-0.00	0.20	-0.41	0.60	-0.00	
2042	18.3	0.55	0.00	0.41	0.14	0.00	0.41	-0.40	0.82	0.00	
2043	18.3	0.63	0.00	0.49	0.14	0.00	0.56	-0.41	0.98	0.00	
2044	18.3	0.66	0.00	0.52	0.14	0.00	0.61	-0.43	1.05	0.00	
2045	18.3	0.68	0.00	0.55	0.14	0.00	0.63	-0.46	1.09	0.00	
2046	18.3	0.70	0.00	0.57	0.13	0.00	0.65	-0.48	1.13	0.00	
2047	18.3	0.72	0.00	0.59	0.13	0.00	0.67	-0.50	1.17	0.00	
2048	18.3	0.74	0.00	0.61	0.13	0.00	0.70	-0.52	1.21	0.00	
2049	18.3	0.76	0.00	0.63	0.13	0.00	0.72	-0.53	1.25	0.00	
2050	18.3	0.77	0.00	0.64	0.13	0.00	0.74	-0.55	1.29	0.00	
2051	18.3	0.78	0.00	0.66	0.13	0.00	0.75	-0.56	1.32	0.00	
2052	18.3	0.79	-0.00	0.67	0.12	-0.00	0.77	-0.57	1.34	-0.00	
2053	18.3	0.80	-0.00	0.68	0.12	-0.00	0.77	-0.58	1.36	-0.00	
2054	18.3	0.80	-0.00	0.68	0.12	-0.00	0.78	-0.59	1.37	-0.00	
2055	18.3	0.80	0.00	0.69	0.12	0.00	0.78	-0.60	1.37	0.00	
2056	18.3	0.80	-0.00	0.69	0.12	0.00	0.77	-0.60	1.37	-0.00	
2057	18.3	0.80	-0.00	0.69	0.11	0.00	0.77	-0.60	1.37	-0.00	
2058	18.3	0.80	-0.00	0.69	0.11	0.00	0.77	-0.60	1.37	-0.00	
2059	18.3	0.80	0.00	0.69	0.11	0.00	0.77	-0.60	1.37	0.00	
2060	18.3	0.80	0.00	0.68	0.11	0.00	0.77	-0.60	1.37	0.00	
2061	18.3	0.79	-0.00	0.68	0.11	0.00	0.76	-0.60	1.36	0.00	
2062	18.3	0.79	-0.00	0.68	0.11	0.00	0.76	-0.60	1.36	-0.00	
2063	18.3	0.78	-0.00	0.68	0.11	0.00	0.76	-0.59	1.35	0.00	
2064	18.3	0.78	-0.00	0.67	0.10	0.00	0.76	-0.59	1.34	-0.00	
2065	18.3	0.77	-0.00	0.67	0.10	0.00	0.75	-0.58	1.34	-0.00	
2066	18.3	0.76	0.00	0.66	0.10	0.00	0.75	-0.58	1.33	0.00	
2067	18.3	0.76	0.00	0.66	0.10	0.00	0.75	-0.57	1.32	-0.00	
2068	18.3	0.75	-0.00	0.65	0.10	0.00	0.74	-0.56	1.30	-0.00	
2069	18.3	0.74	-0.00	0.64	0.09	0.00	0.73	-0.56	1.29	-0.00	
2070	18.3	0.73	0.00	0.63	0.09	0.00	0.72	-0.55	1.27	0.00	
2071	18.3	0.71	0.00	0.62	0.09	0.00	0.70	-0.54	1.25	0.00	
2072	18.3	0.70	-0.00	0.62	0.09	0.00	0.69	-0.54	1.23	-0.00	
2073	18.3	0.69	0.00	0.61	0.09	0.00	0.69	-0.53	1.22	0.00	
2074	18.3	0.69	-0.00	0.60	0.08	0.00	0.68	-0.52	1.20	-0.00	
2075	18.3	0.68	-0.00	0.59	0.08	0.00	0.67	-0.52	1.19	-0.00	
2076	18.3	0.67	0.00	0.59	0.08	0.00	0.67	-0.51	1.18	0.00	
2077	18.3	0.66	0.00	0.58	0.08	0.00	0.66	-0.50	1.17	-0.00	
2078	18.3	0.65	0.00	0.58	0.08	0.00	0.66	-0.50	1.16	0.00	
2079	18.3	0.65	0.00	0.57	0.08	0.00	0.65	-0.49	1.15	0.00	
2080	18.3	0.64	0.00	0.57	0.07	0.00	0.65	-0.48	1.13	0.00	
2081	18.3	0.63	0.00	0.56	0.07	0.00	0.64	-0.48	1.12	0.00	
2082	18.3	0.62	-0.00	0.56	0.07	0.00	0.64	-0.47	1.11	-0.00	
2083	18.3	0.62	-0.00	0.55	0.07	0.00	0.63	-0.47	1.10	-0.00	
2084	18.3	0.61	0.00	0.54	0.06	0.00	0.62	-0.46	1.08	0.00	
2085	18.3	0.60	0.00	0.53	0.06	0.00	0.61	-0.46	1.07	0.00	
2086	18.3	0.59	0.00	0.53	0.06	0.00	0.60	-0.45	1.05	0.00	
2087	18.3	0.58	0.00	0.52	0.06	0.00	0.59	-0.44	1.04	0.00	
2088	18.3	0.57	0.00	0.51	0.06	0.00	0.58	-0.44	1.02	0.00	
2089	18.3	0.55	-0.00	0.50	0.05	0.00	0.57	-0.43	1.00	0.00	
2090	18.3	0.54	0.00	0.49	0.05	0.00	0.56	-0.43	0.99	0.00	
2091	18.3	0.53	0.00	0.48	0.05	0.00	0.55	-0.42	0.97	0.00	
2092	18.3	0.52	-0.00	0.48	0.05	0.00	0.54	-0.41	0.95	0.00	
2093	18.3	0.52	0.00	0.47	0.05	0.00	0.53	-0.41	0.94	0.00	
2094	18.3	0.51	0.00	0.46	0.04	0.00	0.52	-0.40	0.92	0.00	
2095	18.3	0.50	0.00	0.45	0.04	0.00	0.51	-0.40	0.91	0.00	
2096	18.3	0.49	0.00	0.45	0.04	0.00	0.50	-0.39	0.89	0.00	
2097	18.3	0.48	0.00	0.44	0.04	0.00	0.50	-0.38	0.88	0.00	
2098	18.3	0.47	0.00	0.43	0.04	0.00	0.49	-0.38	0.87	0.00	
2099	18.3	0.46	0.00	0.43	0.04	0.00	0.48	-0.37	0.85	0.00	
2100	18.3	0.45	0.00	0.42	0.03	0.00	0.48	-0.37	0.84	0.00	
2101	18.3	0.45	0.00	0.41	0.03	0.00	0.47	-0.36	0.83	0.00	
2102	18.3	0.44	0.00	0.41	0.03	0.00	0.46	-0.35	0.82	0.00	
2103	18.3	0.43	0.00	0.40	0.03	0.00	0.46	-0.35	0.81	0.00	
2104	18.3	0.42	0.00	0.40	0.03	0.00	0.45	-0.34	0.80	0.00	
2105	18.3	0.42	-0.00	0.39	0.03	0.00	0.45	-0.34	0.78	-0.00	
2106	18.3	0.41	-0.00	0.39	0.02	0.00	0.44	-0.33	0.77	-0.00	
2107	18.3	0.40	0.00	0.38	0.02	0.00	0.43	-0.33	0.76	0.00	
2108	18.3	0.40	0.00	0.38	0.02	0.00	0.43	-0.33	0.75	0.00	
2109	18.3	0.39	-0.00	0.37	0.02	0.00	0.42	-0.32	0.74	-0.00	
2110	18.3	0.38	-0.00	0.37	0.02	0.00	0.42	-0.32	0.73	-0.00	

図3-2-3-4 厚生年金 純差分（ただし、基礎年金拠出金、給付費のデータは検証で用

いない)

なお、基礎年金拠出金純差分と給付費純差分は図 3-2-3-2 で求めたデータを使用する。国民年金同様、これらの差分を財政検証オプション 3 の厚生年金会計に加える。以下、各セルの計算方法である。

#### 収入面

～所与面～

- ・保険料収入＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) の保険料収入＋厚生年金保険料収入純差分
- ・その他収入＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) のその他収入＋厚生年金その他収入純差分
- ・運用収入＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) の運用収入＋厚生年金運用収入純差分
- ・国庫負担＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) の国庫負担＋厚生年金国庫負担純差分＋(②で求めた修正済みマクロ経済スライドにより変更された厚生年金基礎年金拠出金－オプション 3 (Ⅱ) の基礎年金拠出金) ×基礎年金拠出に占める国庫負担割合

※基礎年金拠出に占める国庫負担割合は、オプション 3 (Ⅱ) の各年度の基礎年金に占める国庫負担割合をそのまま使用するものとした。

- ・収入合計＝保険料収入＋運用収入＋国庫負担＋その他収入

#### 支出面

～所与面～

- ・その他支出＝財政検証オプション 3 (Ⅱ) のその他支出＋厚生年金その他支出純差分
- ・基礎年金拠出金＝[財政検証オプション 3 (Ⅱ) の{(当年度基礎年金拠出額) ÷ (2014 年度基礎年金所得代替率を 1 とした時の当年度基礎年金所得代替率)} + 厚生年金基礎年金拠出金純差分] ×②で求めた修正済み基礎年金マクロ経済スライド

～変数面～

- ・給付費＝[財政検証オプション 3 (Ⅱ) の{(当年度給付費) ÷ (2014 年度比例報酬所得代替率を 1 とした時の当年度基礎年金所得代替率)} + 給付費拠出金純差分] ×修正済み比例報酬マクロ経済スライド

※修正済みマクロ経済スライドの算出方法は、本論文の第 2 章 2 節 4 項に既出のため、割愛する。



## 第4項 検証結果

上記の検証方法により、基礎年金拠出期間を50年に延長した場合のマクロ経済スライド調整期間の違いを求めた。なお、この検証方法では「基礎年金拠出期間を40年→45年にした時の財政インパクト＝基礎年金拠出期間を45年→50年にした時の財政インパクト」としているため、年齢による就労意欲、就労人数、マンパワー（総労働時間×総所得）などの仮定は実際と離れていることを先に述べておきたい。

この結果、オプション3と比べて基礎年金マクロ経済スライド調整期間は1年早まり、基礎年金所得代替率は0.413%増の33.77%、比例報酬マクロ経済スライド調整期間は2年遅くなり、比例報酬所得代替率は0.4%減の26.7%となる。

65歳モデル所得代替率は57.16%となるが、これはオプション3とさほど変わらない。しかしながら、その内訳においては基礎年金の水準が大幅に改善し、比例報酬の水準が下がるため、逆進的マクロ経済スライドが大きく緩和されたといえる。次に、マイクロ試算を用いて「基礎年金拠出期間50年モデルにおいて、個人の選択として70歳受給を選んだ個人の所得代替率」を求める。

マイクロ試算については、繰り下げ受給の計算式を用いる。繰り下げ受給による年金の増加率は年金財政からみて中立となるように設定がなされているため、今回はマクロ試算が不要となる。基礎年金拠出期間の延長による基礎年金受給額増額分（基礎年金額×50/45）と、繰り下げ受給による増加分（ $0.007 \times$ 繰り下げ期間（月））を踏まえて受給開始年齢70歳での所得代替率を算出した結果、所得代替率はオプション3と比べて4.76%増の90.18%となった。

## 第5項 問題点

本検証では個人の選択として受給開始年齢を引き上げることを推奨する論旨だが、これには一つ問題が生じる。受給開始年齢の延びに伴い拠出期間を延ばすと国庫負担もそれだけ増加する、という問題だ。実際、オプション3の45年基礎年金拠出プランはこの国庫負担に対する反対から実現しなかった、という経緯がある。消費税率引き上げ延期が続く今、この問題については別途深く議論する必要があるが、一つ代案として、標準報酬月額上限引き上げによる保険料増収分をこの国庫負担の財源にする、という方法も考えられる。しかし、物理的に国庫負担へ補填が可能かということに加えて、政策の妥当性について様々な反論が浮かぶのもまた事実だ。

## まとめ

今回の論文では、「厚生年金の標準報酬月額上限の引き上げ」、「標準的な支給開始年齢引き上げを含む基礎年金拠出期間の延長」の2つの政策を提言し、その検証を行った。検証の過程では、年金の複雑な会計方法や、マクロ経済スライドの仕組み、年金財政に対する基本的な考え方を理解することができた。しかし、公開されている2次データから差分を取って工夫しながら計算するなど、検証はかなり難航した。社会保障を専門に学ぶ私たちだけでなく、国民皆が老後の年金に強い関心があるなかで、このような検証の不便さが活発な議論の大きな妨げになっているに違いない。現行制度への疑問を解決することや、新たな施策を行った場合の検証がしやすいように、国が議論の材料をわかりやすく提供することが重要ではないか。国民が年金への理解を深められる土壌を作るため、国による情報提供の質を上げることを提案したい。



## 参考文献

### 〈書籍〉

- 駒村康平（2014）『日本の年金』 p.124~126 岩波新書
- 駒村康平（2016）『分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて ―地域共同体・福祉の構築―』（公募研究シリーズ 55）全労済協会
- 駒村康平（2009）『大貧困社会』角川 SSC 新書
- 田島信元・西野泰広（2000）『発達研究の技法』福村出版株式会社

### 〈Web ページ〉

- JILPT 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2010）『高齢者の雇用・採用に関する調査』  
<http://www.jil.go.jp/press/documents/20100329.pdf>（最終閲覧日：2016年10月30日（日））
- OECD Library（2015）” *Pensions at a Glance 2015: OECD and G20 indicators, Denmark*”  
[http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/social-issues-migration-health/pensions-at-a-glance-2015/denmark\\_pension\\_glance-2015-51-en#.WAWyz4VOLD4](http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/social-issues-migration-health/pensions-at-a-glance-2015/denmark_pension_glance-2015-51-en#.WAWyz4VOLD4)（最終閲覧日：2016年10月18日（火））
- OECD Library（2015）” *Pensions at a Glance 2015: OECD and G20 indicators, New Zealand*”  
[http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/social-issues-migration-health/pensions-at-a-glance-2015/new-zealand\\_pension\\_glance-2015-69-en#.WAWwpYVOLD4](http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/social-issues-migration-health/pensions-at-a-glance-2015/new-zealand_pension_glance-2015-69-en#.WAWwpYVOLD4)（最終閲覧日：2016年10月18日（火））
- UN World Population Prospects; The 2015 Revision  
[https://esa.un.org/unpd/wpp/publications/files/key\\_findings\\_wpp\\_2015.pdf](https://esa.un.org/unpd/wpp/publications/files/key_findings_wpp_2015.pdf)（最終閲覧日：10/30）
- OECD Library（2015）” *Pensions at a Glance 2015: OECD and G20 indicators, Spain*”  
[http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/social-issues-migration-health/pensions-at-a-glance-2015/spain\\_pension\\_glance-2015-78-en#.WBc9aIVOLD4](http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/social-issues-migration-health/pensions-at-a-glance-2015/spain_pension_glance-2015-78-en#.WBc9aIVOLD4)（最終閲覧日：2016年10月18日（火））
- 経済産業省（2016）『外資系企業動向調査』 <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/gaisikei/>  
（最終閲覧日：2016年11月2日）
- 厚生労働省（2008）『H20 派遣労働者実態調査』  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/haken/08/index.pdf>（最終閲覧日：2016年10月20日）
- 厚生労働省（2010）『H22 賃金構造基本調査』  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2010/index.html>（最終

閲覧日：2016年10月20日（木）

厚生労働省（2011）『厚生年金と基礎年金の積立金累積状況の推移』  
[www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/data/22880.xls](http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/data/22880.xls)（最終閲覧日：2016年10月17日（月））

厚生労働省（2014）『財政検証詳細結果等について』  
[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/zasei\\_back.zip](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/zasei_back.zip)（最終閲覧日：2016年10月16日（日））

厚生労働省（2014）『年金特別会計の仕組み』  
<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/kaiji/dl/nenkin03.pdf>（最終閲覧日；2016年10月30日（日））

厚生労働省（2014）『平成26年財政検証結果レポート』  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093204.html>（最終閲覧日：2016年9月27日（火））

厚生労働省（2015）『主な年齢の平均余命』  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/01.html>（最終閲覧日：2016年10月17日（月））

厚生労働省（2015）『公的年金加入者等の所得に関する実態調査結果の概要について』  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002exks-att/2r9852000002exm9.pdf>  
（最終閲覧日：2016年10月17日（月））

厚生労働省（2015）『雇用形態別雇用者の推移と近年の特徴』  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000072688.pdf>（最終閲覧日：2016年10月28日（木））

厚生労働省（2015）『平成27年版厚生労働白書』  
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/15/dl/1-00.pdf>（最終閲覧日：2016年10月11日（火））

厚生労働省『平成27年 国民生活基礎調査の概況』  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/dl/16.pdf>（最終閲覧日：10/20）

国立社会保障・人口問題研究所（2012）『日本の将来推計人口』  
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html>（最終閲覧日：2016年10月16日（日））

国立社会保障・人口問題研究所（2016）『第83表 厚生年金保険被保険者数(標準報酬等級別)』  
<http://www.ipss.go.jp/ssj-db/ssj-db-top.asp>（最終閲覧日：2016年10月14日（金））

財務省『2025年、高齢者1人を現役何人で支える？』  
<http://www.mof.go.jp/gallery/201401.htm>（最終閲覧日：2016年10月10日）

総務省統計局（2016）『年齢、男女別人口』

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001158463> (最終閲覧日:2016年10月10日(月))

総務省統計局『労働力調査』

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/zuhyou/lt01-a20.xls> (最終閲覧日:2016年10月27日(木))

大和総研(2011)『厚生年金上限引き上げ、法人税率引下げを一部相殺』

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11111801tax.pdf> (最終閲覧日:2016年10月18日(火))

田中秀明(2011)『年金・扶助・租税の一元化:保険原理と再分配原理をどうバランスさせるか』

[https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion\\_paper/ron222.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron222.pdf) (最終閲覧日:2016年10月18日(火))

富永洋子(2010)『デンマークの年金制度』

<http://www.nensoken.or.jp/pension/pdf/Denmark2010.pdf> (最終閲覧日:2016年10月18日(火))

内閣府『少子化対策の現状と課題』

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27webgaiyoh/html/gb1\\_s1-1.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27webgaiyoh/html/gb1_s1-1.html) (最終閲覧日:2016年10月11日(火))

中川秀空(2013)『ニュージーランドの年金制度の現状と課題』

[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8238142\\_po\\_075001.pdf?contentNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8238142_po_075001.pdf?contentNo=)  
(最終閲覧日:2016年10月18日(火))